2020年8月6日
日本原燃株式会社
再処理事業部

様式－5　設工認添付書類星取表

廃棄物管理施設

基本設計方針

【安全重要度分類】※
【耐震重要度分類】※
【機種区分】※
※「設工認添付書類星取表　略語の定義参照」

【申請区分】
D-1：DB新設（既設の新規登録含む）
D-2：基本設計方針
D-3：耐震基準変更・追加
　D-3（S）：基準地震動の変更（耐震Sクラス）
　D-3（波）：Sクラス設備へのB,Cクラス設備の波及的影響
　D-3（共）：共振のおそれのある耐震Bクラス設備
　D-3（up）：B,Cクラス設備のSクラスへの嵩上げ
　D-3（down）：SクラスからB（Ss）,B,C（Ss）,Cクラスへの格下げ
　D-3（他）：他条文からの要求で機能維持（Ss）
D-4：構造・強度に係る設計条件変更・追加（耐震以外）※
　D-4（竜巻）：外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）
　D-4（火山）：外部からの衝撃による損傷の防止（火山）
　D-4（外火）：外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）
　D-4（火災）：火災等による損傷の防止
　D-4（溢水）：溢水による損傷の防止
　D-4（薬品）：化学薬品の漏えいによる損傷の防止
　D-4（材構）：材料及び構造（耐圧強度）
　D-4（他）：その他の設計条件変更・追加
※D-4に分類されるものについては、具体的な設計又は評価の内容を簡潔に記載する
D-5：設備の追加・変更に伴うバウンダリ（安重範囲含む）変更
D-6：記載の適正化
　－：変更なし
（SA専用の場合は斜線とする）

【耐震重要度分類】※
【1.2Ss機能維持】※
【品質重要度】※
※「設工認添付書類星取表　略語の定義参照」

【申請区分】
S-1：SA新設（既設の新規登録含む）
S-2：基本設計方針
S-3：DBのSA使用（条件変更なし）
S-4：SA既設条件アップ
S-5：SA既設クラスアップ
S-6：SA既設使用目的変更
（DBのみの場合は斜線とする）

仕様表

「◎」：申請対象（新規）
「○」：申請対象（既設工認仕様表追加／変更）
「×」：無

設工認　添付書類
【記号の定義】
○：有　△：既設工認読込
●or▲：主登録側で整理されるもの
－：無

施設区分	設備区分	機器分類	機器名	数量	容量	既設／新設	常設／可搬	関連条文	工事有無（要求条文）	他施設との共用	兼用する場合の施設・設備区分 主登録	兼用する場合の施設・設備区分 兼用登録	安全機能を有する施設（DB） 安全重要度	耐震重要度	機種区分	品質重要度	申請区分	重大事故等対処施設（SA） 耐震重要度	1.2Ss機能維持	品質重要度	申請区分	仕様表	（1）廃棄物管理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	（2）設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	（3）技術基準への適合性に関する説明書 添付Ⅰ 放射線による被ばくの防止に関する説明書	添付Ⅱ 主要な廃棄物管理施設の耐震性に関する説明書	添付Ⅲ 主要な容器及び管の耐圧強度に関する説明書	添付Ⅳ その他の説明書 Ⅳ－1 説明書 Ⅳ-1-1 廃棄物管理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	Ⅳ-1-2 廃棄物管理施設の火災防護に関する説明書	Ⅳ-1-3 廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書	Ⅳ-1-4 安全避難通路に関する説明書	Ⅳ-1-5 照明設備に関する説明書	Ⅳ-1-6 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書	Ⅳ-1-7 電気設備に関する説明書	Ⅳ-1-8 通信連絡設備に関する説明書	Ⅳ-2 廃棄物管理施設に関する図面
廃棄物管理設備本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	収納管	80	本	既設	常設	第6条	×	－	－	－	安重	S	機種区分外	クラス1	D－3（S）					○	○		－	○		○	○	－	－	－	○	－	－	－
								第8条									D-4（竜巻）：気圧差 D-4（火山）：腐食																				
								第11条									D－4（火災）：発生防止 D－6																				
								第12条									D－4（他）：検査・試験・保守・修理																				
								第17条									D－6																				
			通風管	80	本	既設	常設	第6条	×	－	－	－	安重	S	機種区分外	クラス1	D－3（S）					○	○		－	○		○	○	－	－	－	○	－	－	－
								第8条									D-4（火山）：腐食																				
								第11条									D－4（火災）：発生防止 D－6																				
								第12条									D－4（他）：検査・試験・保守・修理																				
								第17条									D－6																				
		第2貯蔵ピット	収納管	80	本	既設	常設	第6条	×	－	－	－	安重	S	機種区分外	クラス1	D－3（S）					○	○		－	○		○	○	－	－	－	○	－	－	－
								第8条									D-4（竜巻）：気圧差 D-4（火山）：腐食																				
								第11条									D－4（火災）：発生防止 D－6																				
								第12条									D－4（他）：検査・試験・保守・修理																				
								第17条									D－6																				
			通風管	80	本	既設	常設	第6条	×	－	－	－	安重	S	機種区分外	クラス1	D－3（S）					○	○		－	○		○	○	－	－	－	○	－	－	－
								第8条									D-4（火山）：腐食																				
								第11条									D－4（火災）：発生防止 D－6																				
								第12条									D－4（他）：検査・試験・保守・修理																				
								第17条									D－6																				

廃棄物管理施設

基本設計方針

【安全重要度分類】※
【耐震重要度分類】※
【機種区分】※
※「設工認添付書類呈取表　略語の定義参照」

【申請区分】
D-1：DB新設（既設の新規登録含む）
D-2：基本設計方針
D-3：耐震基準変更・追加
　D-3（S）：基準地震動の変更（耐震Sクラス）
　D-3（波）：Sクラス設備へのB,Cクラス設備の波及的影響
　D-3（共）：共振のおそれのある耐震Bクラス設備
　D-3（up）：B,Cクラス設備のSクラスへの嵩上げ
　D-3（down）：SクラスからB（Ss）,B,C（Ss）,Cクラスへの格下げ
　D-3（他）：他条文からの要求で機能維持（Ss）
D-4：構造・強度に係る設計条件変更・追加（耐震以外）※
　D-4（竜巻）：外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）
　D-4（火山）：外部からの衝撃による損傷の防止（火山）
　D-4（外火）：外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）
　D-4（火災）：火災等による損傷の防止
　D-4（溢水）：溢水による損傷の防止
　D-4（薬品）：化学薬品の漏えいによる損傷の防止
　D-4（材構）：材料及び構造（耐圧強度）
　D-4（他）：その他の設計条件変更・追加
※D-4に分類されるものについては、具体的な設計又は評価の内容を簡潔に記載する
D-5：設備の追加・変更に伴うバウンダリ（安重範囲含む）変更
D-6：記載の適正化
－ ：変更なし
（SA専用の場合は斜線とする）

【耐震重要度分類】※
【1.2Ss機能維持】※
【品質重要度】※
※「設工認添付書類呈取表　略語の定義参照」

【申請区分】
S-1：SA新設（既設の新規登録含む）
S-2：基本設計方針
S-3：DBのSA使用（条件変更なし）
S-4：SA既設条件アップ
S-5：SA既設クラスアップ
S-6：SA既設使用目的変更
（DBのみの場合は斜線とする）

仕様表

「◎」：申請対象（新規）
「〇」：申請対象（既設工認仕様表追加／変更）
「×」：無

設工認　添付書類
【記号の定義】
〇：有　△：既設工認読込
●or▲：主登録側で整理されるもの
－：無

施設区分	設備区分	機器分類	機器名	数量	容量	既設／新設	常設／可搬	関連条文	工事有無（要求条文）	他施設との共用	兼用する場合の施設・設備区分 主登録	兼用する場合の施設・設備区分 兼用登録	安全機能を有する施設（DB） 安全重要度	耐震重要度	機種区分	品質重要度	申請区分	重大事故等対処施設（SA） 耐震重要度	1.2Ss機能維持	品質重要度	申請区分	仕様表	（1）廃棄物管理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	（2）設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	（3）技術基準への適合性に関する説明書 添付Ⅰ 放射線による被ばくの防止に関する説明書	添付Ⅱ 主要な廃棄物管理施設の耐震性に関する説明書	添付Ⅲ 主要な容器及び管の耐圧強度に関する説明書	添付Ⅳ その他の説明書 Ⅳ－1 説明書 Ⅳ-1-1 廃棄物管理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	Ⅳ-1-2 廃棄物管理施設の火災防護に関する説明書	Ⅳ-1-3 廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書	Ⅳ-1-4 安全避難通路に関する説明書	Ⅳ-1-5 照明設備に関する説明書	Ⅳ-1-6 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書	Ⅳ-1-7 電気設備に関する説明書	Ⅳ-1-8 通信連絡設備に関する説明書	Ⅳ-2 廃棄物管理施設に関する図面
廃棄物管理設備本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第3貯蔵ピット	収納管	80	本	既設	常設	第6条 第8条 第11条 第12条 第17条	×	－	－	－	安重	S	機種区分外	クラス1	D－3（S） D-4（竜巻）：気圧差 D-4（火山）：腐食 D－4（火災）：発生防止 D－6 D－4（他）：検査・試験・保守・修理 D－6					〇	〇		－	〇		〇	〇	－	－	－	〇	－	－	－
			通風管	80	本	既設	常設	第6条 第8条 第11条 第12条 第17条	×	－	－	－	安重	S	機種区分外	クラス1	D－3（S） D-4（火山）：腐食 D－4（火災）：発生防止 D－6 D－4（他）：検査・試験・保守・修理 D－6					〇	〇		－	〇		〇	〇	－	－	－	〇	－	－	－
		第4貯蔵ピット	収納管	80	本	既設	常設	第6条 第8条 第11条 第12条 第17条	×	－	－	－	安重	S	機種区分外	クラス1	D－3（S） D-4（竜巻）：気圧差 D-4（火山）：腐食 D－4（火災）：発生防止 D－6 D－4（他）：検査・試験・保守・修理 D－6					〇	〇		－	〇		〇	〇	－	－	－	〇	－	－	－
			通風管	80	本	既設	常設	第6条 第8条 第11条 第12条 第17条	×	－	－	－	安重	S	機種区分外	クラス1	D－3（S） D-4（火山）：腐食 D－4（火災）：発生防止 D－6 D－4（他）：検査・試験・保守・修理 D－6					〇	〇		－	〇		〇	〇	－	－	－	〇	－	－	－

廃棄物管理施設

基本設計方針

【安全重要度分類】※
【耐震重要度分類】※
【機種区分】※
※「設工認添付書類呈取表　略語の定義参照」

【申請区分】
D-1：DB新設（既設の新規登録含む）
D-2：基本設計方針
D-3：耐震基準変更・追加
　D-3（S）：基準地震動の変更（耐震Sクラス）
　D-3（波）：Sクラス設備へのB,Cクラス設備の波及的影響
　D-3（共）：共振のおそれのある耐震Bクラス設備
　D-3（up）：B,Cクラス設備のSクラスへの嵩上げ
　D-3（down）：SクラスからB（Ss）,B,C（Ss）,Cクラスへの格下げ
　D-3（他）：他条文からの要求で機能維持（Ss）
D-4：構造・強度に係る設計条件変更・追加（耐震以外）※
　D-4（竜巻）：外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）
　D-4（火山）：外部からの衝撃による損傷の防止（火山）
　D-4（外火）：外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）
　D-4（火災）：火災等による損傷の防止
　D-4（溢水）：溢水による損傷の防止
　D-4（薬品）：化学薬品の漏えいによる損傷の防止
　D-4（材構）：材料及び構造（耐圧強度）
　D-4（他）：その他の設計条件変更・追加
※D-4に分類されるものについては、具体的な設計又は評価の内容を簡潔に記載する
D-5：設備の追加・変更に伴うバウンダリ（安重範囲含む）変更
D-6：記載の適正化
－：変更なし
（SA専用の場合は斜線とする）

【耐震重要度分類】※
【1.2Ss機能維持】※
【品質重要度】※
※「設工認添付書類呈取表　略語の定義参照」

【申請区分】
S-1：SA新設（既設の新規登録含む）
S-2：基本設計方針
S-3：DBのSA使用（条件変更なし）
S-4：SA既設条件アップ
S-5：SA既設クラスアップ
S-6：SA既設使用目的変更
（DBのみの場合は斜線とする）

仕様表

「◎」：申請対象（新規）
「〇」：申請対象（既設工認仕様表追加／変更）
「×」：無

設工認　添付書類
【記号の定義】
〇：有　△：既設工認読込
●or▲：主登録側で整理されるもの
－：無

施設区分	設備区分	機器分類	機器名	数量	容量	既設／新設	常設／可搬	関連条文	工事有無（要求条文）	他施設との共用	兼用する場合の施設・設備区分 主登録	兼用する場合の施設・設備区分 兼用登録	安全機能を有する施設（DB） 安全重要度	耐震重要度	機種区分	品質重要度	申請区分	重大事故等対処施設（SA） 耐震重要度	1.2Ss機能維持	品質重要度	申請区分	仕様表	（1） 廃棄物管理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	（2） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	（3）技術基準への適合性に関する説明書 添付Ⅰ 放射線による被ばくの防止に関する説明書	添付Ⅱ 主要な廃棄物管理施設の耐震性に関する説明書	添付Ⅲ 主要な容器及び管の耐圧強度に関する説明書	添付Ⅳ その他の説明書 Ⅳ－1 説明書 Ⅳ-1-1 廃棄物管理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	Ⅳ-1-2 廃棄物管理施設の火災防護に関する説明書	Ⅳ-1-3 廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書	Ⅳ-1-4 安全避難通路に関する説明書	Ⅳ-1-5 照明設備に関する説明書	Ⅳ-1-6 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書	Ⅳ-1-7 電気設備に関する説明書	Ⅳ-1-8 通信連絡設備に関する説明書	Ⅳ-2 廃棄物管理施設に関する図面
その他廃棄物管理設備の附属施設 気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	北換気筒（ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒）	支持構造物	1	基	既設	常設	第6条	有（第6条）	再処理	－	－	非安重	C（Ss）	機種区分外	クラス4	D－3（波）					〇	〇		－	〇		〇	〇	－	－	－	〇	－	－	－
								第8条									D－4（竜巻）：波及																			
								第11条									D－4（火災）：発生防止 D－6																			
								第12条									D－4（他）：共用																			
								第18条									D－6																			
								第21条									D－6																			
			北換気筒（ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒）	1	基	既設	常設	第6条	有（第6条）	－	－	－	非安重	C（Ss）	機種区分外	クラス4	D－3（波）					〇	〇		－	〇		〇	〇	－	－	－	〇	－	－	－
								第8条									D－4（竜巻）：波及																			
								第11条									D－4（火災）：発生防止 D－6																			
								第12条									D－4（他）：共用																			
								第18条									D－6																			
								第21条									D－6																			

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	1			2			3			4			5		
				基本設計方針	廃棄物管理施設で取り扱うガラス固化体中の核分裂性物質の含有量は小さく、臨界に達することは考えられないことから、臨界を防止するための設備及び必要な措置はない。			2. 地盤 廃棄物管理施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「安全上重要な施設」という。）及びそれらを支持する建物・構築物は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動」という。）による地震力が作用した場合においても、接地圧に対するそれなりの支持性能を有する地盤に設置する。			また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として、事業許可を受けた地盤に設置する。			その他の安全機能を有する施設については、耐震重要度分類のB クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。			廃棄物管理施設のうち、安全上重要な施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び揺れ及びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下の周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として、事業許可を受けた地盤に設置する。		
				要求種別	普請宣言			評価要求			評価要求			評価要求			評価要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	6			7			8			9			10		
				基本設計方針	廃棄物管理施設のうち、安全上重要な施設は、将来活動する可能性のある新層等の露頭がない地盤として、事業許可を受けた地盤に設置する。			建物・構築物を設置する地盤の支持性能については、基準地震動による地震力又は静的地震力により生じる施設の基礎地盤の接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく許容限界に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。			3．自然現象 3.1 地震による損傷の防止 3.1.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針 廃棄物管理施設の耐震設計は、「技術基準規則」に適合するように、以下の項目に基づき設計する。			a．安全機能を有する施設は、地震力に十分耐えることができる設計とし、具体的には、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、耐震重要度に応じてSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。			b．Sクラスの安全機能を有する施設は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基本地震動」という。）による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。		
				要求種別	評価要求			評価要求			普請宣言			機能要求・評価要求			機能要求・評価要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	【説明書】 ①別添1 ガラス固化体貯蔵建屋の評価結果	① ・機器仕様	【検査項目】 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・据付・外観検査 ①	項目番号9と同様	－	－
					－	－		－	－		－	－		【記録等】 ・Ⅱ-2-2 基準地震動の見直しに伴う既設設備の耐震性に関する評価結果	【記録等】 ・ガラス固化体貯蔵建屋 耐震計算書 収納管		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	【説明書】 ①別添1 ガラス固化体貯蔵建屋の評価結果	① ・機器仕様	【検査項目】 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・据付・外観検査 ①	項目番号9と同様	－	－
					－	－		－	－		－	－		【記録等】 ・Ⅱ-2-2 基準地震動の見直しに伴う既設設備の耐震性に関する評価結果	【記録等】 ・ガラス固化体貯蔵建屋 耐震計算書 通風管		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	【説明書】 ①別添1 ガラス固化体貯蔵建屋の評価結果	① ・機器仕様	【検査項目】 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・据付・外観検査 ①	項目番号9と同様	－	－
					－	－		－	－		－	－		【記録等】 ・Ⅱ-2-2 基準地震動の見直しに伴う既設設備の耐震性に関する評価結果	【記録等】 ・ガラス固化体貯蔵建屋 耐震計算書 収納管		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	【説明書】 ①別添1 ガラス固化体貯蔵建屋の評価結果	① ・機器仕様	【検査項目】 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・据付・外観検査 ①	項目番号9と同様	－	－
					－	－		－	－		－	－		【記録等】 ・Ⅱ-2-2 基準地震動の見直しに伴う既設設備の耐震性に関する評価結果	【記録等】 ・ガラス固化体貯蔵建屋 耐震計算書 通風管		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	【説明書】 ①別添1 ガラス固化体貯蔵建屋の評価結果	① ・機器仕様	【検査項目】 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・据付・外観検査 ①	項目番号9と同様	－	－
					－	－		－	－		－	－		【記録等】 ・Ⅱ-2-2 基準地震動の見直しに伴う既設設備の耐震性に関する評価結果	【記録等】 ・ガラス固化体貯蔵建屋B棟 耐震計算書 収納管		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	【説明書】 ①別添1 ガラス固化体貯蔵建屋の評価結果	① ・機器仕様	【検査項目】 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・据付・外観検査 ①	項目番号9と同様	－	－
					－	－		－	－		－	－		【記録等】 ・Ⅱ-2-2 基準地震動の見直しに伴う既設設備の耐震性に関する評価結果	【記録等】 ・ガラス固化体貯蔵建屋B棟 耐震計算書 通風管		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	【説明書】 ①別添1 ガラス固化体貯蔵建屋の評価結果	① ・機器仕様	【検査項目】 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・据付・外観検査 ①	項目番号9と同様	－	－
					－	－		－	－		－	－		【記録等】 ・Ⅱ-2-2 基準地震動の見直しに伴う既設設備の耐震性に関する評価結果	【記録等】 ・ガラス固化体貯蔵建屋B棟 耐震計算書 収納管		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	【説明書】 ①別添1 ガラス固化体貯蔵建屋の評価結果	① ・機器仕様	【検査項目】 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・据付・外観検査 ①	項目番号9と同様	－	－
					－	－		－	－		－	－		【記録等】 ・Ⅱ-2-2 基準地震動の見直しに伴う既設設備の耐震性に関する評価結果	【記録等】 ・ガラス固化体貯蔵建屋B棟 耐震計算書 通風管		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	11			12			13			14			15		
				基本設計方針	また，Sクラスの安全機能を有する施設は，弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。			c．Bクラス及びCクラスの安全機能を有する施設は，静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。			また，Bクラスの安全機能を有する施設のうち，共振のおそれのある施設については，その影響についての検討を行う，その場合，検討に用いる地震動は，弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。			(2) 耐震設計上の重要度分類 安全機能を有する施設は，施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて，耐震設計上の重要度をSクラス，Bクラス及びCクラスに分類する方針とする。 a．Sクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設，当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設，これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し，放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設であって，環境への影響が大きいもの。 b．Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。 c．Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。			静的地震力 静的地震力は，Sクラス，Bクラス及びCクラスの施設に適用することし，それぞれ耐震重要度分類に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。		
				要求種別	機能要求・評価要求			機能要求・評価要求			機能要求・評価要求			定義			管理宣言		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	項目番号9と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	項目番号9と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	項目番号9と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	項目番号9と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	項目番号9と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	項目番号9と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	項目番号9と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	項目番号9と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	16			17			18			19			20		
				基本設計方針	(3) 地震力の算定方法 安全機能を有する施設の耐震設計に用いる設計用地震力は、以下の方法で算定される静的地震力及び動的地震力とする。 a. 静的地震力 静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。 耐震重要度分類に応じて定める静的地震力を第3.1.1－1表に示す。 (a) 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数Ciに、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0			ここで、地震層せん断力係数Ciは、標準せん断力係数C0を2以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類、地震層せん断力の係数の高さ方向の分布係数、地震地域係数を考慮して求められる値とする。 また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数Ciに乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、耐震重要度分類の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数C0は1.0以上とする。 Sクラスの建物・構築物については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類を考慮して求めた鉛直震度より算定するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。			b) 機器・配管系 耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数Ciに施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記a.(b)の鉛直震度をそれぞれ20%増しした震度より求めるものとする。 Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。 上記(a)及び(b)の標準せん断力係数C0等の詳増し係数については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。			b. 動的地震力 Sクラスの施設の設計に適用する動的地震力は、基準地震動及び弾性設計用地震動から定める入力地震動を入力として、建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮し、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。 Bクラスの施設のうち支持構造物の振動と共振のおそれのあるものについては、上記Sクラスの施設に適用する弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものから定める入力地震動を入力として、建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮し、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる断管破認に当たっては、水平2方向及び鉛直方向の地震力の影響が考えられる施設、設備に対して、許容限界の範囲内にとどまることを確認する。 耐震重要度分類に応じて定める動的地震力を第3.1.1－2表に示す。			(1)入力地震動 建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮して作成したものとするとともに、必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。		
				要求種別	定義			定義			定義			定義			定義		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	21			22			23			24			25		
				基本設計方針	(a) 動的解析法 イ. 建物・構築物 動的解析に当たっては、対象施設の形状、構造特性、振動特性等を踏まえ、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じて十分な調査に基づく適切な解析条件を設定する。動的解析は、原則として、時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。 建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性、振動特性、減衰特性を十分考慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデルを設定する。			動的解析には、建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については、必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用いる。 地盤－建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。 基準地震動及び弾性設計用地震動に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。			ロ. 機器 機器については、その形状を考慮して、1質点系又は多質点系モデルに置換し、設計用床応答曲線を用いた応答スペクトル・モーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いた応答スペクトル・モーダル解析法により応答を求める。 なお、剛性の高い機器・配管系は、その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。 動的解析に用いる減衰定数は、既往の振動実験、地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を定める。			4）荷重の組合せと許容限界 安全機能を有する施設に適用する荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。 a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 建物・構築物 イ. 運転時の状態 廃棄物管理施設が運転している状態。 ロ. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪，風）。 (b) 機器・配管系 イ. 通常時の状態 廃棄物管理施設の通常状態。			b. 荷重の種類耐① (a) 建物・構築物 イ. 廃棄物管理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧 ロ. 運転時の状態で施設に作用する荷重 ハ. 積雪荷重及び風荷重 ただし，運転時の荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧，地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。 (b) 機器・配管系 イ. 通常時の状態で施設に作用する荷 重 ただし，施設に作用する荷重には，常時作用している荷重，すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また，屋外に設置される施設については，建物・構築物に準じる。		
				要求種別	定義			定義			定義			定義			定義		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	26			27			28			29			30		
				基本設計方針	c. 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せは以下による。 (a) 建物・構築物 Sクラスの建物・構築物について、基準地震動による地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重とする。Bクラス、Cクラス及びDクラス施設を有する建物・構築物について、基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重とする。この際、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動による地震力又は弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。 (b) 機器・配管系 Sクラスの機器について、基準地震動による地震力、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、通常時の状態で施設に作用する荷重とする。Bクラスの機器について、共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、通常時の状態で施設に作用する荷重とする。Cクラスの機器・配管系について、静的地震力と組み合わせる荷重は、通常時の状態で施設に作用する荷重とする。なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。			(c) 荷重の組合せ上の留意事項 イ. ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。 ロ. 耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と常時作用している荷重、通常時に施設に作用する荷重とを組み合わせる。 ハ. 積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。 ニ. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組合せを考慮する。			d. 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、構造強度の確保に加えて、求められる機能に応じて適切に設定するものとする。 (a) 建物・構築物 イ. Sクラスの建物・構築物 (イ) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 Sクラスの建物・構築物については、地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、「建築基準法」等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。			(ロ) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界 建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を持たせることとする。 なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。 ロ. Bクラス及びCクラスの建物・構築物 上記イ(イ)による許容応力度を許容限界とする。 ハ. 建物・構築物の保有水平耐力 建物・構築物については当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。			(b) 機器・配管系 イ. Sクラスの機器・配管系 (イ) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界 塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重を制限する弾性許容限界とする。 (ロ) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有するSクラスの許容限界とする。 ロ. Bクラス及びCクラスの機器・配管系 上記イ(ロ)による許容応力度を許容限界とする。		
				要求種別	定義			定義			定義			定義			定義		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	31			32			33			34			35		
				基本設計方針	(5) 設計における留意事項 a. 主要設備等、補助設備、直接支持構造物及び間接支持構造物 主要設備等、補助設備及び直接支持構造物については、耐震重要度の区分に応じた地震力に十分耐えることができるよう設計するとともに、安全上重要な施設に該当する設備は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。また、間接支持構造物については、支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度分類に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。			b. 波及的影響 安全上重要な施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設（以下「下位クラス施設」という。）の波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。			評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、安全上重要な施設の安全機能への影響がないことを確認する。			波及的影響の評価に当たっては、安全上重要な施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響の確認においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。			なお、原子力施設の地震被害情報をもとに、4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。		
				要求種別	機能要求			機能要求			評価要求・運用要求			評価要求			定義		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	項目番号9と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	逃風管	項目番号9と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	項目番号9と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	逃風管	項目番号9と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	項目番号9と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	逃風管	項目番号9と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	項目番号9と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	逃風管	項目番号9と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	36			37			38			39			40		
				基本設計方針	(a) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 イ. 不等沈下 安全上重要な施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により，安全上重要な施設の安全機能へ影響がないことを確認する。			ロ. 相対変位 安全上重要な施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と安全上重要な施設の相対変位により，安全上重要な施設の安全機能へ影響がないことを確認する。			(b) 安全上重要な施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 安全上重要な施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，安全上重要な施設に接続する下位クラス施設の損傷により，安全上重要な施設の安全機能へ影響がないことを確認する。			(c) 建屋内における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による安全上重要な施設への影響 安全上重要な施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，建屋内の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下により，安全上重要な施設の安全機能へ影響がないことを確認する。			(d) 建屋外における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による安全上重要な施設への影響 安全上重要な施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，建屋外の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下により，安全上重要な施設の安全機能へ影響がないことを確認する。		
				要求種別	評価要求			評価要求			評価要求			評価要求			評価要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	41			42			43			44			45		
				基本設計方針	(6) 安全上重要な施設の周辺斜面 安全上重要な施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、安全上重要な施設に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。なお、安全上重要な施設周辺においては、基準地震動による地震力に対して、施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。			3.2 津波による損傷の防止 津波によって、安全上重要な施設の安全性が損なわれるおそれはないことから、津波防護施設等は新たに設置しない。			3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 廃棄物管理施設は、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、降雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む自然現象の組合せが、もたらす環境条件及びその結果として当該施設で生じ得る環境条件において、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他、供用中における運転管理等の適用上の適切な措置を講じる。 なお、敷地内又はその周辺で想定される自然現象のうち、洪水及び地滑り並びに津波については、立地的要因により設計上考慮しないこととする。 地震を含む組合せについては、積雪及び風（台風）、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響（降灰）、積雪及び地震、風（台風）及び火山の影響（降灰）並びに風（台風）及び地震を、施設の形状及び配置に応じて考慮する。 このうち、積雪と風（台風）の組合せの影響については、建築基準法に基づき算出する風荷重が、設計竜巻の最大風速（100m/s）による風荷重を大きく下回るため、風（台風）に対する安全設計は竜巻に対する防護設計に包絡されることから、積雪と竜巻の組合せの影響に包絡される。 なお、津波については、津波が敷地高さに到達しないことを確認したことから、組合せの検討から除く。			廃棄物管理施設は、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等のうち廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対して安全性を損なわれないよう、防護措置又は対象とする発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講ずる。 なお、敷地内又はその周辺において想定される人為事象のうち、ダムの崩壊及び船舶の衝突については、立地的要因により設計上考慮しないこととする。			3.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設 廃棄物管理施設が外部からの衝撃によりその安全性を損なうことがないよう、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象から防護する施設（以下「外部事象防護対象施設」という。）として、廃棄物管理施設のうち、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を選れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器とする。		
				要求種別	管理宣言			評価要求			管理宣言			管理宣言			定義		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	46			47			48			49			50		
				基本設計方針	3.3.2 設計方針 外部事象防護対象施設は，以下の自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に係る設計方針に基づき設計する。 (1) 自然現象 d. 風（台風） 外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下，「外部事象防護対象施設等」という。）の設計に当たっては，建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とする。			e. 凍結 外部事象防護対象施設等は，設計外気温を考慮し，屋外施設で凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことで安全機能を損なわない設計とする。			f. 高温 外部事象防護対象施設等は，設計外気温に対し，崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。			g. 降水 外部事象防護対象施設等は，降水による浸水に対し，排水溝及び敷地内排水路による敷地外への排水，浸水防止のための建屋貫通部への止水処理をすること等により，安全機能を損なわない設計とする。			h. 積雪 外部事象防護対象施設等は，六ヶ所村統計書における最深積雪である190cmを考慮し，積雪による荷重及び閉塞に対して，外部事象防護対象施設を収納する建屋が機械的強度を有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とする。 また，換気設備の給気系統等においては防雪フードを設置し，降雪時に雪を取り込み難い設計とするとともに，給気を加熱することにより，雪の取り込みによる給気系統等の閉塞を防止し，安全機能を損なわない設計とする。		
				要求種別	機能要求・評価要求			機能要求			機能要求			機能要求			設置要求・機能要求・評価要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	51			52			53			54			55		
				基本設計方針	i. 落雷 廃棄物管理施設は、「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。また、構内接地系及び避雷設備を連接することにより、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を考慮した設計とする。			i. 生物学的事象 安全機能を有する施設は、敷地周辺の生息状況の調査に基づいて鳥類、昆虫類及び小動物を生物学的事象で考慮する対象生物（以下、「対象生物」という。）に対して、換気設備等の外気取入口並びにガラス固化体貯蔵設備の冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトにバードスクリーン又はフィルタを設置することにより、鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制する設計とする。 屋外に設置する電気設備は、密封構造、メッシュ構造、シール処理を施す構造又はこれらを組み合わせることにより、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計とする。			k. 塩害 安全機能を有する施設は、塩害に対して、換気設備の給気系統等には粒子フィルタを設置し、屋内の施設への塩害の影響を防止する設計とする。 直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。 電気設備については碍子部分の絶縁を保つために洗浄が行える設計とする。			②　自然現象の組合せ 廃棄物管理施設に影響を与えるおそれのある自然現象（地震を含む）の組合せは、積雪及び風（台風）、積雪及び火山の影響（降灰）、積雪及び地震、風（台風）及び火山の影響（降灰）並びに風（台風）及び地震であり、それらの組合せに対して安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。このうち、積雪と風（台風）の組合せの影響については、積雪と竜巻の組合せの影響に包絡される。 ③　人為事象 a. 有毒ガス 廃棄物管理施設は、想定される有毒ガスの発生に対し、敷地周辺に鉄道路線がないこと、最も近接する幹線道路から及び海岸から廃棄物管理施設まで距離があることから、幹線道路及び船舶航路にて運搬される有毒ガスが漏えいしたとしても、廃棄物管理施設の安全機能に影響を及ぼすことは想定しない。			廃棄物管理施設は、想定される有毒ガスの発生に対し、施設の監視が適時可能なように、資機材を確保し手順を整備するものとする。		
				要求種別	設置要求・機能要求			設置要求			設置要求・機能要求			管理監査			運用要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射）（変更なし） 【説明書】 ②また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①②	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		【記録等】 ・仕様表 ・ｶﾞ-1-1-1-1　廃棄物管理施設の自然現象に対する損傷の防止に関する説明書	【記録等】 -		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射）（変更なし） 【説明書】 ②また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①②	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		【記録等】 ・仕様表 ・ｶﾞ-1-1-1-1　廃棄物管理施設の自然現象に対する損傷の防止に関する説明書	【記録等】 -		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射）（変更なし） 【説明書】 ②また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①②	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		【記録等】 ・仕様表 ・ｶﾞ-1-1-1-1　廃棄物管理施設の自然現象に対する損傷の防止に関する説明書	【記録等】 -		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射）（変更なし） 【説明書】 ②また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①②	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		【記録等】 ・仕様表 ・ｶﾞ-1-1-1-1　廃棄物管理施設の自然現象に対する損傷の防止に関する説明書	【記録等】 -		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射）（変更なし） 【説明書】 ②また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①②	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		【記録等】 ・仕様表 ・ｶﾞ-1-1-1-1　廃棄物管理施設の自然現象に対する損傷の防止に関する説明書	【記録等】 -		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射）（変更なし） 【説明書】 ②また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①②	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		【記録等】 ・仕様表 ・ｶﾞ-1-1-1-1　廃棄物管理施設の自然現象に対する損傷の防止に関する説明書	【記録等】 -		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射）（変更なし） 【説明書】 ②また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①②	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		【記録等】 ・仕様表 ・ｶﾞ-1-1-1-1　廃棄物管理施設の自然現象に対する損傷の防止に関する説明書	【記録等】 -		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射）（変更なし） 【説明書】 ②また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①②	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		【記録等】 ・仕様表 ・ｶﾞ-1-1-1-1　廃棄物管理施設の自然現象に対する損傷の防止に関する説明書	【記録等】 -		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	56			57			58			59			60		
				基本設計方針	b. 電磁的障害 廃棄物管理施設のうち安全上重要な施設は、鋼鉄製の壁、コンクリート等で構成される静的設備であり、電磁干渉や無線電波干渉により誤作動を起こすような機構を有していないため、電磁的障害による影響については考慮しない。 c. 再処理事業所内における化学物質の漏えい 安全機能を有する施設は、想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し、屋外で運搬又は受入れ時に漏えいが発生したとしても、化学物質を受け入れる再処理施設の試薬建屋等と廃棄物管理施設が離れており、廃棄物管理施設へ直接被水することはないため、安全機能を有する施設の安全機能に影響を及ぼすことは想定しない。			なお、廃棄物管理施設は想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し、施設の監視が適時可能なように、資機材を確保し手順を整備するものとする。			a. 竜巻 廃棄物管理施設は、想定される竜巻（最大風速100m/s）が発生した場合において、作用する設計荷重（竜巻）を設定し、設計荷重（竜巻）に対して影響評価を行い、必要に応じ対策を行うことで安全機能が維持される設計とする。 設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）は、冷却及び遮蔽の安全機能を確保する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は、竜巻により冷却及び遮蔽の安全機能を損なわないよう機械的強度を有することを考慮し、安全機能を損なわない設計とする。 また、竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせる可能性がある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。			上記に含まれない廃棄物管理施設は、竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。			竜巻影響評価については、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うことを保安規定に定めて管理する。		
				要求種別	普段宣言			運用要求			普段宣言			運用要求			運用要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	61			62			63			64			65		
				基本設計方針	(a)影響評価における荷重の設定 構造健全性等の評価においては、設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重及びに廃棄物管理施設に常時作用する荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重等を適切に組み合わせたものとして設定する。 風圧力による荷重、気圧差による荷重としては、設計竜巻の特性値に基づいて設定する。			飛来物の衝撃荷重として考慮する設計飛来物としては、鋼製材（長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m、135kg、最大水平速度51m／s、最大鉛直速度34m／s）を設定する。			なお、設計飛来物よりも運動エネルギ又は貫通力が大きくなる資機材は設置状況を踏まえ、固定、固縛、建屋収納又は敷地からの撤去を実施すること。並びに車両については、周辺防護区域内への入構を管理及び停車又は走行している場所に応じて固縛するか又は飛来対象区域外の退避場所へ退避することにより、飛来物とならないよう措置を講ずることを保安規定に定めて管理するため、設計飛来物が衝突する場合の荷重としては考慮しない。			また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるむつ小川原ウィンドファームの風力発電施設のブレードは、設計対処施設までの距離及び設計竜巻によるブレードの飛来距離を考慮すると、ブレードが設計対処施設まで到達するおそれはないことから、ブレードは設計飛来物として考慮しない。			なお、設計竜巻については、今後も継続的に観測データ及び増幅に関する新たな知見の収集に取り組み、必要な事項については適切に反映を行うことを保安規定に定めて管理する。		
				要求種別	管理宣言			定義			運用要求			管理宣言			運用要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	66			67			68			69			70		
				基本設計方針	(b)竜巻に対する影響評価 竜巻に対する防護設計においては、設計荷重(竜巻)に対して、安全機能を損なわないよう、機械的強度を有する建物により防護する設計を基本とする。			竜巻防護対象施設を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、強度計算を実施し、建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。			建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差荷重に対して強度計算を実施し、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。			竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)を考慮しても倒壊等に至らないよう必要に応じて補強すること等により、周辺の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。			竜巻随伴事象に対する設計は、竜巻ガイドを参考に、過去の他地域における竜巻被害状況及び再処理施設の配置から、竜巻随伴事象として火災、溢水及び外部電源喪失を想定し、これらの事象が発生した場合においても、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。		
				要求種別	管理宣言			機能要求・評価要求			評価要求			機能要求・評価要求			管理宣言		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	【説明書】 ①生じる荷重が許容応力を下回っているため，収納管の強度は十分である。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①	【検査項目】 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・据付・外観検査 ①	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		【記録等】 ・Ⅳ-1-1-2-4-2 ガラス固化体貯蔵設備の収納管の強度計算書	【記録等】 ・技術検討書 廃棄物管理施設 新規制基準を踏まえた竜巻影響評価 気圧差による荷重の影響評価（改正１）		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	逃風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	【説明書】 ①生じる荷重が許容応力を下回っているため，収納管の強度は十分である。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①	【検査項目】 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・据付・外観検査 ①	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		【記録等】 ・Ⅳ-1-1-2-4-2 ガラス固化体貯蔵設備の収納管の強度計算書	【記録等】 ・技術検討書 廃棄物管理施設 新規制基準を踏まえた竜巻影響評価 気圧差による荷重の影響評価（改正１）		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	逃風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	【説明書】 ①生じる荷重が許容応力を下回っているため，収納管の強度は十分である。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①	【検査項目】 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・据付・外観検査 ①	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		【記録等】 ・Ⅳ-1-1-2-4-2 ガラス固化体貯蔵設備の収納管の強度計算書	【記録等】 ・技術検討書 廃棄物管理施設 新規制基準を踏まえた竜巻影響評価 気圧差による荷重の影響評価（改正１）		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	逃風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	【説明書】 ①生じる荷重が許容応力を下回っているため，収納管の強度は十分である。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①	【検査項目】 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・据付・外観検査 ①	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		【記録等】 ・Ⅳ-1-1-2-4-2 ガラス固化体貯蔵設備の収納管の強度計算書	【記録等】 ・技術検討書 廃棄物管理施設 新規制基準を踏まえた竜巻影響評価 気圧差による荷重の影響評価（改正１）		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	逃風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	71			72			73			74			75		
				基本設計方針	竜巻防護対策のうち火災に対しては，火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを外部火災防護に関する設計にて考慮する。			竜巻防護対策のうち溢水に対しては，溢水が竜巻防護対象施設を収納する建屋の開口部まで到達しないよう施設を配置していることから，竜巻防護対象施設の安全機能を損なうことはない。 竜巻防護対策のうち外部電源喪失に対しては，竜巻防護対象施設には外部電源の給電を受けるものはないため，竜巻防護対象施設の安全機能を損なうことはない。			b．火山 廃棄物管理施設は，その運用期間中において廃棄物管理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した降下火砕物が発生した場合においても，安全機能を損なわない設計とする。 降下火砕物から防護する施設（以下，「降下火砕物防護対象施設」という。）としては，冷却及び遮蔽の安全機能を確保する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を抽出し，降下火砕物により冷却及び遮蔽の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。			上記に含まれない廃棄物管理施設については，降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 なお，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価することを保安規定に定めて管理する。			(a) 防護設計における降下火砕物の特性の設定 設計に用いる降下火砕物は層厚55cm，密度1.3g／cm3（湿潤状態）と設定する。 (b) 降下火砕物に対する防護対策 降下火砕物防護対象施設は，建屋内に収納され防護される設備及び降下火砕物を含む空気の流路となる設備に分類される。そのため，設計対象施設は降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設とする。		
				要求種別	評価要求			管理宣言			管理宣言			運用要求			定義		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	76			77			78			79			80		
				基本設計方針	降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物による「直接的影響」に対して，以下の適切な措置を講ずることで安全機能を損なわない設計とする。			イ．直接的影響に対する設計方針 （イ）構造物への静的負荷 降下火砕物に対する防護設計を行うために，降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重，個々の設計対処施設に常時作用する荷重，運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた荷重（以下，「設計荷重（火山）」という。）を設定する。 降下火砕物の堆積荷重と組み合わせる自然現象として同時発生の可能性のある積雪及び風（台風）を考慮する。			設計対処施設のうち，降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重（火山）に対して安全余裕を有することにより，構造健全性を失わず，安全機能を損なわない設計とする。			なお，降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物を除去することを保安規定に定めて管理する。			（ロ）閉塞 設計対処施設のうち，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設であるガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管等で構成する貯蔵ピットの冷却空気流路については，冷却空気入口シャフトの外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とするとともに降下火砕物が侵入した場合でも，貯蔵ピットの下部には空間を設け，冷却空気流路が直ちに閉塞することを防止する設計とする。		
				要求種別	普請宣言			定義			機能要求・評価要求			運用要求			設置要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	81			82			83			84			85		
				基本設計方針	また、必要に応じ点検用の開口部より、吸引による除炭を行うことを保安規定に定めて管理する。			（ハ） 腐食 設計対処施設のうち、降下火砕物を収納する建屋及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、煙突、壁上防水及び腐食し難い金属の使用又は防食処理（アルミニウム溶射）を施した炭素鋼を用いることにより、降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする。			降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とするとともに降下火砕物が取り込まれたとしても、降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の換気設備については、プレフィルタ及び粒子フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する設計とする。			なお、降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うことを保安規定に定めて管理する。			6　外部火災 廃棄物管理施設は、想定される外部火災において、火災源を再処理事業所敷地内及び敷地外に設定し外部火災防護対象施設に係る温度や距離を算出し、それらによる影響評価を行い、最も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なうことのない設計とする。 廃棄物管理施設は、防火帯の設置、離隔距離の確保、建屋による防護等により、外部火災に対して安全機能を損なわない設計とする。		
				要求種別	運用要求			機能要求			設置要求			運用要求			管理監査		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射）（変更なし） 【説明書】 ②また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①②	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		【記録等】 ・仕様表 ・IV-1-1-1-1-1 廃棄物管理施設の自然現象に対する損傷の防止に関する説明書	【記録等】		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射）（変更なし） 【説明書】 ②また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①②	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		【記録等】 ・仕様表 ・IV-1-1-1-1-1 廃棄物管理施設の自然現象に対する損傷の防止に関する説明書	【記録等】		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射）（変更なし） 【説明書】 ②また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①②	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		【記録等】 ・仕様表 ・IV-1-1-1-1-1 廃棄物管理施設の自然現象に対する損傷の防止に関する説明書	【記録等】		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射）（変更なし） 【説明書】 ②また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①②	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		【記録等】 ・仕様表 ・IV-1-1-1-1-1 廃棄物管理施設の自然現象に対する損傷の防止に関する説明書	【記録等】		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射）（変更なし） 【説明書】 ②また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①②	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		【記録等】 ・仕様表 ・IV-1-1-1-1-1 廃棄物管理施設の自然現象に対する損傷の防止に関する説明書	【記録等】		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射）（変更なし） 【説明書】 ②また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①②	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		【記録等】 ・仕様表 ・IV-1-1-1-1-1 廃棄物管理施設の自然現象に対する損傷の防止に関する説明書	【記録等】		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射）（変更なし） 【説明書】 ②また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①②	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		【記録等】 ・仕様表 ・IV-1-1-1-1-1 廃棄物管理施設の自然現象に対する損傷の防止に関する説明書	【記録等】		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射）（変更なし） 【説明書】 ②また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①②	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		【記録等】 ・仕様表 ・IV-1-1-1-1-1 廃棄物管理施設の自然現象に対する損傷の防止に関する説明書	【記録等】		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	86			87			88			89			90		
				基本設計方針	外部火災から防護する施設（以下，「外部火災防護対象施設」という。）としては，冷却及び遮蔽の安全機能を確保する観点から，安全上重要な構築物，系統及び機器を抽出し，外部火災により市却及び遮蔽の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。			上記に含まれない廃棄物管理施設については，外部火災に対して機能を維持すること若しくは外部火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障が生じない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。			外部火災の影響に対しては，火災発生時の対応（教育及び訓練を含む。），外部火災の対応に必要な設備の維持及び管理並びにばい煙及び有毒ガスへの対応を適切に実施するための対策を火災防護計画に定める。			外部火災の影響評価については，定期的に評価を行うことを保安規定に定めて管理する。			(a) 防火帯幅の設定に対する設計方針 自然現象として想定される森林火災については，森林火災シミュレーション解析コード（以下，「FARSITE」という。）を用いて求めた最大火線強度（9.12kW/m）から算出した防火帯（幅25m以上）を敷地内に設け，設計対処施設への延焼を防止し，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。		
				要求種別	機能要求			運用要求			運用要求			運用要求			設置要求・機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	91			92			93			94			95		
				基本設計方針	また、防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止効果を損なわないよう必要最小限とするとともに不燃性シートで覆う等の対策を実施することを保安規定に定めて管理する。			(b)敷地内の火災・爆発に対する設計方針 敷地内の火災として、森林火災、敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベ(以下、「危険物貯蔵施設等」という。)による火災及び航空機墜落による火災を想定し、火災源からの外部火災防護対象施設への熱影響を評価する。			外部火災防護対象施設の評価条件を以下のように設定し、評価する。評価結果より火災源ごとに輻射強度等を求め、外部火災防護対象施設を収納する建屋の表面温度が許容温度(200℃)となる危険距離を算出し、その危険距離を上回る離隔距離を確保する設計又は建屋外壁温度及び建屋内の温度上昇を算出し、外部火災防護対象施設の安全機能及び建屋外壁が要求される機能を損なわない設計とする。			敷地内の爆発に対して、危険距離以上の離隔を確保することで、建屋内に収納する外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。			・森林火災については、敷地周辺の植生等から算出した防火帯の外縁(火炎側)付近における最大火炎輻射強度(750kW/m2)となるセルを評価対象の最短として配置し、火炎最前線の火炎が到達したセルを横一列に並べて、全てのセルからの火炎輻射強度を考慮し、危険距離を算出する。		
				要求種別	運用要求			評価要求			設置要求・機能要求・評価要求			機能要求			評価要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	96			97			98			99			100		
				基本設計方針	また、森林火災による廃棄物管理施設の危険物貯蔵施設等への影響については、危険物貯蔵施設の内部温度を貯蔵物の許容温度以下とすることで、危険物貯蔵施設等の火災を防止する。			・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災については、危険物貯蔵施設等の火災の熱影響を評価し、設計対処施設の外壁表面温度を許容温度以下とすることで、建屋内に収納する外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。			・航空機墜落による火災については、対象航空機が建屋の直近に墜落し、建屋外壁で火災が発生することを想定し、この航空機墜落火災の輻射強度による建屋外壁温度及び建屋内の温度上昇を求め評価する。			・敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発については、ガス爆発の爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を算出し、その危険限界距離以上の離隔距離を確保する設計とする。廃棄物管理施設の危険物貯蔵施設等への影響については、危険限界距離以上の離隔距離を確保する設計とする。			(a)近隣の産業施設の火災に対する設計方針 近隣の産業施設の火災に対して、危険距離以上の離隔を確保することで、建屋内に収納する外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。		
				要求種別	機能要求			機能要求			評価要求			機能要求			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	101			102			103			104			105		
				基本設計方針	・敷地周辺10km範囲内に存在する石油備蓄基地の火災については、設計対処施設の建屋外壁で受ける輻射強度が許容温度となる輻射強度以下となる設計とし、危険距離以上の離隔を確保する。			また、石油備蓄基地火災による廃棄物管理施設の危険物貯蔵施設等への影響については、危険物貯蔵施設の表面温度を貯蔵物の許容温度以下とすることで、危険物貯蔵施設等の火災を防止する。			・石油備蓄基地火災と森林火災の重畳については、石油備蓄基地火災と森林火災の輻射熱量及び離隔距離を算出し、建屋の外壁表面温度を許容温度以下とすることで外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。			(d) 二次的影響に対する設計方針 二次的影響評価による影響については、ばい煙を対象とし、外気を直接取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管に対し、冷却空気流路の閉塞を防止する構造とし、安全機能を損なわない設計とする。			また、ばい煙及び有毒ガスが制御室の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合に、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備することを保安規定に定める。		
				要求種別	機能要求			機能要求			設置要求			機能要求			運用要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	106			107			108			109			110		
				基本設計方針	4航空機落下 三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定したときに、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えるおそれのある施設は、航空機に対して貫通が防止でき、かつ、航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できるように設計する。			既に認可を受けているとおりガラス固化体を保管するガラス固化体貯蔵建屋の貯蔵区域及びガラス固化体検査室並びにガラス固化体貯蔵建屋B棟の貯蔵区域は貯蔵区域及びガラス固化体検査室の天井スラブ、収納管ふた及び壁を堅固な構造とすることで、安全確保上支障がないようにする。			なお、定期的に航空路の変更状況を確認し、防護措置の要否を判断することを保安規定に定めて管理する。			6.1 特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止 廃棄物管理施設への人の不法な侵入等並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を核物質防護対策として防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁、その他の人の侵入を防止するための設備等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。			核物質防護上の措置が必要な区域については、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。		
				要求種別	機能要求・評価要求			機能要求			運用要求			運用要求			運用要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	111			112			113			114			115		
				基本設計方針	また、特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆破物又は有害物質の持込みを含む。）を核物質防護対策として防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。			さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を核物質防護対策として防止するため、特定廃棄物管理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）が電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないよう、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。			これらの対策については、核物質防護規定等に定める。			人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。			気体廃棄物の廃棄施設のうち収納管排気設備及び換気設備は、溶接構造（溶接ダクト、溶接配管）とすることにより放射性物質が漏えいし難く、また、逆止ダンパ等を使用することによりかつ逆流し難い設計とする。		
				要求種別	運用要求			運用要求			運用要求			運用要求			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	116			117			118			119			120		
				基本設計方針	液体廃棄物の廃棄施設のうち廃水貯蔵設備については、放射性物質を含まない流体と放射性物質を含む可能性がある流体を導く管は接続されないことから、放射性廃棄物を含まない流体を導く管への逆流は起こらない。			廃棄物管理施設のうち、ガラス固化体を取り扱う室は換気設備により、清浄区域より負圧に維持できる設計とする。			廃水貯槽等は、溶接構造等を採用することにより、漏えい防止を考慮した設計とし、廃水貯槽室の床等は、廃水が浸透し難い材料で仕上げ、漏えいを生じたとき、漏えいを検出し、制御室に警報することができるようにするとともに、堰を設けるなど漏えいの拡大防止を考慮した設計とする。			工場等の外に排水を排出する排水路（排水に係るものであって使用済燃料等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がない設計とする。			5. 火災等による損傷の防止の基本設計方針 廃棄物管理施設は、火災又は爆発により当該施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災及び爆発の発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護対策を講ずる設計とする。廃棄物管理施設は、以下の方針に基づき火災及び爆発の防止のための設計を行う。		
				要求種別	管理宣言			機能要求			設置要求・機能要求			設置要求			管理宣言		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	121			122			123			124			125		
				基本設計方針	主要な設備及び機器は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。			火災及び爆発の発生を防止するために、着火源の排除及び可燃性物質の漏えい防止対策を講ずる設計とする。			火災及び爆発の拡大を防止するために、適切な検知、警報系統及び消火設備を設けることで、火災及び爆発の発生による影響を軽減する設計とする。			また、廃棄物管理施設における火災防護対策を具体化するに当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)を参考として廃棄物管理施設の特徴及びその重要度を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。			なお、廃棄物管理施設は、技術基準規則第11条第4項及び第5項の水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い又は管理する設備は設置していない。		
				要求種別	機能要求			機能要求			設置要求			習熟宣言			習熟宣言		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射） （変更なし） 【説明書】 ②機器及びダクト並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、金属及びコンクリートを使用する設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①② 【記録等】 -	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－
					【記録等】 ・仕様表 ・IV-1-2 廃棄物管理施設の火災防護に関する説明書	【記録等】		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	逃風管	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射） （変更なし） 【説明書】 ②機器及びダクト並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、金属及びコンクリートを使用する設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①② 【記録等】 -	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－
					【記録等】 ・仕様表 ・IV-1-2 廃棄物管理施設の火災防護に関する説明書	【記録等】		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射） （変更なし） 【説明書】 ②機器及びダクト並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、金属及びコンクリートを使用する設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①② 【記録等】 -	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－
					【記録等】 ・仕様表 ・IV-1-2 廃棄物管理施設の火災防護に関する説明書	【記録等】		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	逃風管	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射） （変更なし） 【説明書】 ②機器及びダクト並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、金属及びコンクリートを使用する設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①② 【記録等】 -	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－
					【記録等】 ・仕様表 ・IV-1-2 廃棄物管理施設の火災防護に関する説明書	【記録等】		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射） （変更なし） 【説明書】 ②機器及びダクト並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、金属及びコンクリートを使用する設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①② 【記録等】 -	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－
					【記録等】 ・仕様表 ・IV-1-2 廃棄物管理施設の火災防護に関する説明書	【記録等】 -		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	逃風管	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射） （変更なし） 【説明書】 ②機器及びダクト並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、金属及びコンクリートを使用する設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①② 【記録等】 -	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－
					【記録等】 ・仕様表 ・IV-1-2 廃棄物管理施設の火災防護に関する説明書	【記録等】		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射） （変更なし） 【説明書】 ②機器及びダクト並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、金属及びコンクリートを使用する設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①② 【記録等】 -	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－
					【記録等】 ・仕様表 ・IV-1-2 廃棄物管理施設の火災防護に関する説明書	【記録等】 -		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	逃風管	【仕様表】 ①主要材料：SM400A（アルミニウム溶射） （変更なし） 【説明書】 ②機器及びダクト並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、金属及びコンクリートを使用する設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①② 【記録等】 -	【検査項目】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・材料検査 ・寸法検査 ・据付・外観検査 ①②	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－
					【記録等】 ・仕様表 ・IV-1-2 廃棄物管理施設の火災防護に関する説明書	【記録等】		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	126			127			128			129			130		
				基本設計方針	(a) 基本事項 （イ）火災防護対象設備 廃棄物管理施設は，冷却及び遮蔽に係る安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう，適切な火災防護対策を講ずる設計とする。			安全機能を有する施設のうち，放射性物質の放出及び放射線被ばくを防止する観点から，安全上重要な構築物，系統及び機器（以下「安全機能を有する機器等」という。）を抽出し火災区域及び火災区画を設定する。			安全上重要な施設は，以下に挙げるものが該当する。 (a) 収納管，通風管 (b) 貯蔵区域しゃへい，ガラス固化体検査室しゃへい (c) 貯蔵建屋床面走行クレーンのしゃへい容器			上記方針に基づき，ガラス固化体貯蔵建屋及びガラス固化体貯蔵建屋B棟に火災区域及び火災区画を設定する。			また，放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物，系統及び機器のうち，安重機能を有する機器等を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として抽出し火災区域及び火災区画を設定する。		
				要求種別	管理宣言			管理宣言			定義			管理宣言			管理宣言		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	131			132			133			134			135		
				基本設計方針	上記方針に基づき、ガラス固化体受入れ建屋及び北換気筒（ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒）に火災区域及び火災区画を設定する。			なお、ガラス固化体受入れ建屋は、搬送機器の移動経路の確保が必要であること等から火災区域の分離が困難であるため、ガラス固化体受入れ建屋、ガラス固化体貯蔵建屋及びガラス固化体貯蔵建屋B棟について同一の火災区域とし、ガラス固化体受入れ建屋についても安重機能を有する機器等を設置する建屋に対する火災防護対策を実施する。			これらを合わせて、「火災防護対象設備」として選定し、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。			（ロ）その他の安全機能を有する施設 火災防護対象設備以外の安全機能を有する施設を含め廃棄物管理施設は、「消防法」、「建築基準法」、「都市計画法」及び「日本電気協会電気技術規程・指針」に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。			ハ）火災区域及び火災区画の設定 火災防護対象設備を収納する建屋に、耐火壁によって囲われた火災区域を設定する。		
				要求種別	管理宣言			管理宣言			管理宣言			管理宣言			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	136			137			138			139			140		
				基本設計方針	建屋の火災区域は，火災防護対象設備の配置も考慮して設定する。			火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護対象設備を設置する火災区域は，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁（耐火隔壁，耐火シール，防火戸，防火ダンパ等），天井及び床（以下「耐火壁」という。）により隣接する他の火災区域と分離する。			火災区画は，建屋内で設定した火災区域を，耐火壁及び離隔距離に応じて分割して設定する。			ニ）火災防護計画 廃棄物管理施設の火災防護対象設備を火災及び爆発から防護するため，火災及び爆発の発生防止，火災及び爆発の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を講じるため，必要な運用管理を含む火災防護計画を保安規定に定めて，管理する。			その他の廃棄物管理施設については，「消防法」，「建築基準法」，「都市計画法」及び「日本電気協会電気技術規程・指針」に基づき設備に応じた火災防護対策を講じることを保安規定に定めて，管理する。		
				要求種別	要求			機能要求・設置要求			機能要求			運用要求			運用要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	141			142			143			144			145		
				基本設計方針	敷地及び敷地周辺で想定する自然現象並びに人為事象による火災及び爆発（以下「外部火災」という。）については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。			（ホ）火災防護設備（消防用設備） a．系統構成及び主要設備 火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備及び火災影響軽減設備で構成する。			火災発生防止設備である水素漏えい検知器は、火災区域又は火災区画に設置する蓄電池の上部に設置し、水素の燃焼限界濃度である4ｖｏｌ％の1/4以下で制御室に警報を発する設計とする。			火災感知設備は、固有の信号を発するアナログ式の熱感知器及びアナログ式の熱感知器を組み合わせて設置することを基本とするが、各火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や火災及び爆発の性質を考慮し、上記の設置が適切でない場合においては、非アナログ式の炎感知器、非アナログ式の熱感知器等の火災感知器も含めた中から2つの異なる種類の感知器を設け、制御室で常時監視可能な火災報知盤にて監視できる設計とする。			消火設備は、消火栓設備、固定式ガス消火設備及び消火器で構成し、消火栓設備として屋内消火栓、屋外消火栓、防火水槽を設けるとするとともに電動機駆動消火ポンプに加え、同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプ、圧力調整用ポンプ並びに消火用水貯槽からなる消火水供給設備を設ける設計とする。		
				要求種別	運用要求			機能要求			設置要求・機能要求			機能要求			機能要求・設置要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	146			147			148			149			150		
				基本設計方針	廃棄物管理施設の安重機能を有する機器等は，コンクリート又は金属により構成し，放射性物質貯蔵等の機器等は，金属により構成するため消火設備の破損，誤動作又は誤操作により，消火剤を放出しても安全機能を損なわない。			火災影響軽減設備は，火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護対象設備を設置する火災区域を，3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験で確認した3時間以上の耐火能力を有する耐火壁（耐火隔壁，耐火シール，防火戸，防火ダンパ等），天井及び床（以下「耐火壁」という。）により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。			なお，火災防護設備（消防用設備）を用いた火災防護対策の詳細は，「(b) 火災及び爆発の発生防止」，「(c) 火災及び爆発の感知，消火」，「(d) 火災の影響軽減」，「(e) 火災影響評価」及び「(f) その他」に示す。			(b) 火災及び爆発の発生防止 (イ) 火災及び爆発の発生防止対策 廃棄物管理施設の火災及び爆発の発生を防止するため，廃棄物管理施設で取り扱う化学薬品等のうち，可燃性物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除及び消えい防止対策を講ずる設計とする。			また，発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域及び火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに，		
				要求種別	機能要求			機能要求			普段宣言			機能要求			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	151			152			153			154			155		
				基本設計方針	可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策，発火源に対する対策，水素に対する換気及び漏えい検出対策，接地対策，電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。			(1) 発火性又は引火性物質 発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画には，以下の火災の発生防止対策を講ずる設計とする。発火性又は引火性物質としては，消防法で定められる危険物又は少量危険物として取り扱うもののうち潤滑油又は燃料油及び高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素又は二酸化炭素のうち，可燃性ガスである水素を対象とする。			i．漏えいの防止，拡大防止 火災区域に対する漏えいの防止対策及び拡大防止対策の設計について以下を考慮した設計とする。			（ｉ）発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備 発火性又は引火性物質を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画の潤滑油又は燃料油を内包する設備（以下「油内包設備」という。）は，溶接構造又はシール構造の採用により漏えい防止対策を講ずるとともに，漏えい液受皿又は堰を設置し，漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。			a．配置上の考慮 油内包設備の火災により，火災の影響を受けるおそれのある安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等は不燃性材料で構成し，火災時においても安全機能が維持できる設計とするための配置上の考慮は必要ない。		
				要求種別	機能要求			管理宣言			管理宣言			機能要求・設置要求			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	156			157			158			159			160		
				基本設計方針	iii. 換気 火災区域に対する換気について，以下の設計とする。			（ｉ） 油内包設備 油内包設備を設置する火災区域は，漏えいした場合に気体状の発火性又は引火性物質が滞留しないよう，機械換気又は自然換気を行う設計とする。			（ⅱ） 発火性又は引火性物質である可燃性ガスを内包する設備 可燃性ガスを内包する設備を設置する火災区域又は火災区画の可燃性ガスのうち，水素を内包する設備である蓄電池を設置又は使用する火災区画は，火災の発生を防止するために，以下に示す換気設備による機械換気により換気を行う設計とする。			ⅱ-1) 蓄電池 蓄電池を設置する火災区画は機械換気を行うことにより，水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。			ⅳ. 防爆 火災区域に対する防爆について，以下の設計とする。		
				要求種別	管理宣言			機能要求			管理宣言			機能要求			管理宣言		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	161			162			163			164			165		
				基本設計方針	（ｉ）油内包設備 火災区域内に設置する油内包設備は、潤滑油又は燃料油の外部への漏えいを想定しても、潤滑油又は燃料油の引火点は油内包設備を設置する室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高いため、可燃性の蒸気とならことはない。			また、燃料油である重油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画については、重油が設備の外部へ漏えいし、万一、可燃性の蒸気が発生した場合であっても、換気設備で換気することから、可燃性の蒸気が滞留するおそれはない。			Ⅴ．貯蔵 発火性又は引火性物質として貯蔵を行う予備電源用ディーゼル発電機用の燃料油は、必要な量を消防法に基づき安全に貯蔵できる設計とする。			（ｉ）可燃性蒸気・微粉の対策 油内包設備を設置する火災区域は、「ⅲ（ｉ） 油内包設備」に示すとおり、可燃性の蒸気が滞留するおそれはない。			また、火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とするとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風及び拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気又は自然換気により滞留を防止する設計とする。		
				要求種別	評価要求			評価要求			機能要求			評価要求			運用要求・機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―	設工認設計対象外 ―	― ―	―

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	166			167			168			169			170		
				基本設計方針	さらに、可燃性の粉粉(工場電気設備防爆指針に記載される「可燃性粉じん(空気中の酸素と発熱反応を起こし爆発する粉じん)」や「爆燃性粉じん(空気中の酸素が少ない雰囲気中又は二酸化炭素中でも着火し、浮遊状態では激しい爆発をする金属粉じん)」)が滞留するおそれがある設備は存在しない。			(ii) 発火源への対策 廃棄物管理施設で火花を発生する設備や高温の設備等発火源となりうる設備は存在しない。			(iii)水素対策 蓄電池については充電時において水素が発生するおそれがあることから機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするとともに、蓄電池室上部に水素漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で制御室に警報を発する設計とする。			また、蓄電池を設置する火災区画は、充電時において蓄電池から水素が発生するおそれがあることから、当該区画に可燃物を持ち込まないこととする。			(iv) 放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策 廃棄物管理施設において、放射線分解等により発生する水素は存在しない。		
				要求種別	管理宣言			管理宣言			機能要求・設置要求			運用要求			管理宣言		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	171			172			173			174			175		
				基本設計方針	（V）過電流による過熱防止対策 廃棄物管理施設内の電気系統にかける過電流による過熱及び焼損の防止対策として，電気系統は，機器の損壊，故障及びその他の異常を検知した場合には，遮断器により故障箇所を隔離することにより，故障の影響を局所化できるとともに，他の安全機能への影響を限定できる設計とする。			（D）．不燃性材料又は難燃性材料の使用 火災防護対象設備のうち，主要な構造材，換気設備のフィルタ及び建屋内装材は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計とする。			また，代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該機器等における火災に起因して，他の機器等において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。			Ⅰ．主要な構造材に対する不燃性材料の使用 火災防護対象設備のうち，機器及びダクト並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は，火災及び爆発の発生防止を考慮し，金属及びコンクリートを使用する設計とする。			ただし，配管等のパッキン類は，その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるが，金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることなく，火災による安全機能への影響は限定的であること，また，他の火災防護対象設備に延焼するおそれがないことから，不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。		
				要求種別	機能要求			機能要求			機能要求			機能要求			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	176			177			178			179			180		
				基本設計方針	なお、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の荒滑油及び金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の火災防護対象設備に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。			Ⅱ．変圧器及び遮断器に対する絶縁油の内包 廃棄物管理施設における火災防護対象設備は、金属及びコンクリートの不燃性材料で構成するため、火災影響により安全機能を損なうおそれはなく、火災防護対象設備に該当する変圧器及び遮断器はない			Ⅲ．難燃ケーブルの使用について 廃棄物管理施設における火災防護対象設備は、金属及びコンクリートの不燃性材料で構成するため、火災影響により安全機能を損なうおそれはなく、火災防護対象設備に該当するケーブルはない。			Ⅳ．換気設備のフィルタに対する不燃性材料及び難燃性材料の使用 廃棄物管理施設における火災防護対象設備のうち、換気設備のフィルタは、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。			Ⅴ．保温材に対する不燃性材料の使用 廃棄物管理施設における火災防護対象設備は、金属及びコンクリートの不燃性材料で構成するため、火災影響により安全機能を損なうおそれはなく、火災防護対象設備に該当する保温材はない。		
				要求種別	機能要求			評価要求			評価要求			機能要求			評価要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	181			182			183			184			185		
				基本設計方針	vi建屋内装材に対する不燃性材料の使用 建物内装材は，「建築基準法」に基づく不燃性材料又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料若しくは「消防法」に基づく防炎物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。			ただし，塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。			管理区域の床は，耐汚染性，除染性，耐摩耗性等を考慮して，原則として膜高さまでエポキシ樹脂系塗料等のコーティング剤により塗装する設計とする。			塗料は，難燃性能を確認したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること，また，建屋内に設置する火災防護対象設備には不燃性材料又は難燃性材料を使用し，周辺には可燃物がないことから，塗装が発火した場合においても他の火災防護対象設備において火災を生じさせるおそれはない。			（ハ）海雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止 廃棄物管理施設において，設計上の考慮を必要とする自然現象は，地震，津波，海雷，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，降雪，火山の影響（降下火砕物によるフィルタの目詰まり等）（以下「火山の影響」という。），生物学的事象，森林火災及び塩害である。		
				要求種別	評価要求			評価要求			機能要求			機能要求・評価要求			定義		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	— —	— —	—
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	— —	— —	—
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	— —	— —	—
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	— —	— —	—
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	— —	— —	—
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	— —	— —	—
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	— —	— —	—
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	— —	— —	—

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	186			187			188			189			190		
				基本設計方針	これらの自然現象のうち，廃棄物管理施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。			ⅰ．落雷による火災及び爆発の発生防止 落雷による火災及び爆発の発生を防止するため，避雷設備を設置する設計とする。			重要な構築物は，建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても避雷設備を設ける設計とする。			ⅱ．地震による火災及び爆発の発生防止 火災防護対象設備は，耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し，他らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに，「廃棄物管理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業許可基準規則」という。）第六条に示す要求を満足するよう，「事業許可基準規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。			(c) 火災及び爆発の感知，消火 (イ) 早期の火災及び爆発の感知及び消火 火災防護対象設備は，火災防護対象設備に対して，早期の火災及び爆発の感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。		
				要求種別	普請宣言			設置要求			設置要求			評価要求			設置要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	第6条にて整理	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	第6条にて整理	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	第6条にて整理	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	第6条にて整理	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	第6条にて整理	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	第6条にて整理	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	第6条にて整理	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	第6条にて整理	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	191			192			193			194			195		
				基本設計方針	ただし、自動火災報知設備は、他の設備により火災発生の前後において有効に検出できる場合は設置しない。			火災感知設備及び消火設備は、「(b)パ　滑雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災及び爆発の感知及び消火の機能及び性能が維持できる設計とする。			火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護対象設備に地震による火災を想定する場合においては耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。			ｉ．火災感知設備 火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、固有の信号を発する異なる種類を組み合わせて設置する設計とする。			火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能なように電源の確保を行い、制御室で常時監視できる設計とする。		
				要求種別	設置要求			機能要求			機能要求			機能要求			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	196			197			198			199			200		
				基本設計方針	a. 火災感知器の環境条件等の考慮及び多様化 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は、放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定する。			また、火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の火災感知器は、炎感知器のようにその原理からアナログ式にできない場合を除き、誤作動を防止するため平常時の状態を監視し、急激な温度や煙の濃度の上昇を絶視することができるアナログ式を選定する。炎感知器はアナログ式ではないが、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することができ、火災の早期感知に優位性がある。			火災防護対象設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、消防法に基づき設置する火災感知器に加え、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。			なお、火災防護対象設備を設置する火災区域又は火災区画のうち、コンクリート製の構造物や金属製の配管、タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は、機器等を不燃性の材料で構成し、火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず、「消防法」に基づいた設計とする。			「消防法施行令」及び「消防法施行規則」において火災感知器の設置が除外される区域についても、火災防護対象設備が火災による影響を考慮すべき場合には設置する設計とする。		
				要求種別	評価要求			機能要求			機能要求			機能要求			設置要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	201			202			203			204			205		
				基本設計方針	ただし、以下の火災及び爆発のおそれがない区域又は他の設備により火災発生の前後において有効に検出できる場合は除く。			Ⅰ.貯蔵区域等 ガラス固化体を貯蔵する区域であり、高線量により通常時に人の立ち入りがなく、可燃性物質を設置せず、不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理を行うことより、通常運転時における火災及び爆発の発生及び人による火災及び爆発の発生のおそれがないことから、火災及び爆発の感知の必要はない。			Ⅱ.可燃性物質の取扱いがない室（ダクトスペース及びパイプスペース） ダクトスペース中パイプスペースは、可燃性物質は設置せず、不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理を行う場所であり、また、点検口は存在するが、通常時には人の入域はなく、人による火災及び爆発の発生のおそれがないことから、火災及び爆発の感知の必要はない。			Ⅲ.可燃性物質の取扱いはあるが、火災感知器によらない設備により早期感知が可能な区域 火災及び爆発の発生を想定する室の火災及び爆発の感知については、多様性を確保し、火災検知器（熱電対）及び耐放射線性のITVカメラにて行う設計とする。			b. 火災感知設備の性能と設置方法 火災感知器については「消防法施行規則」（昭和36年自治省令第6号）第二十三条第4項に従い設置する設計とする。		
				要求種別	管理宣言			管理宣言			管理宣言			機能要求			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	206			207			208			209			210		
				基本設計方針	また，環境条件等から「消防法」上の火災感知器の設置が困難となり，感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては，同項において求める「火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第十二条～第十八条まで」に定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。			（１）火災感知器の組合せ 火災感知設備の火災感知器は，環境条件及び火災防護対象設備の特徴を踏まえ設置することとし，アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の組合せを基本として設置する設計とする。			一方，以下に示すとおり，屋内において取り付け面高さが熱感知器又は煙感知器の上限を超える場合，アナログ式の感知器の設置が適さないことから，非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。非アナログ式の炎感知器は，炎が発する赤外線や紫外線を感知するため，煙や熱と比べて感知器に到達する時間遅れがなく，火災の早期感知に優位性がある。			また，非アナログ式の炎感知器（赤外線方式）を設置する場合は，それぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とするとともに，誤作動防止対策のため，屋内に設置する場合は，外光が当たらず，高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。			なお，蓄電池室は換気設備により清浄な状態に保たれていること及び水素混えい検知器により爆発性雰囲気とならないことを監視することから，通常のアナログ式の感知器を設置する設計とする。		
				要求種別	機能要求			機能要求			設置要求			機能要求			設置要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	211			212			213			214			215		
				基本設計方針	非アナログ式の感知器を設置する火災区域又は火災区画を以下に示す。			(1)設置高さ及び気流の影響のある火災区域及び火災区画(屋内) 屋内の火災区域又は火災区画のうち設置高さが高い場所や，気流の影響を考慮する必要のある場所には，熱や煙が拡散することから，アナログ式の感知器(煙及び熱)を組み合わせて設置することが適さないため，一方は非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。			c．火災感知設備の電源確保 火災感知設備は，外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう，蓄電池を設け，火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。			また，火災防護対象設備を設置する火災区域又は火災区画に対して多様化する火災感知設備については，予備電源から給電する設計とする。			d．火災報知盤 制御室に設置する火災報知盤に火災信号を表示するとともに警報を発することで，適切に監視できる設計とする。		
				要求種別	警報宣言			設置要求			機能要求			機能要求			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	216			217			219			220			221		
				基本設計方針	また，火災感知盤は，火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより，火災の発生場所を特定できる設計とする。			e．試験・検査及び点検 火災感知設備は，その機能を確認するため定期的な試験及び検査，点検できる設計とする。			g．系統分離に応じた独立性の考慮 廃棄物管理施設は系統分離を設計上考慮する必要がある安全機能を有する構築物，系統及び機器に該当する設備はない。			h．安重機能を有する機器等を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火設備 廃棄物管理施設の安重機能を有する機器等は，金属及びコンクリートの不燃性材料で構成し，火災影響により安全機能へ影響を及ぼすおそれはないことから考慮しない。			i．放射性物質貯蔵等の機器等を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火設備 廃棄物管理施設の制御室の床下にケーブルを敷設するが，安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の安全機能はケーブルの損傷により影響を受けず，火災影響により安全機能へ影響を及ぼすおそれはないことから考慮しない。		
				要求種別	機能要求			機能要求			管理宣言			管理宣言			管理宣言		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	222			223			224			225			226		
				基本設計方針	なお、制御室には排煙設備を設置し、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である設計とする。			ⅰ. 消火活動のための電源を内蔵した照明器具 消火設備を設置した場所への移動及び操作を行うため、蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。			ⅱ. 消火剤に水を使用する消火設備について a. 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 消火水供給設備は、再処理施設とMOX燃料加工施設と共用し、「火災防護審査基準」をうけた消火活動2時間に対し十分な容量を有する給水処理設備のろ過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し、双方からの消火用水の供給を可能とすることで、多重性を有する設計とする。			消火ポンプは必要量を送水可能な電動機駆動消火ポンプ（定格流量450m3／h）に加え、同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを1台ずつ設置し、多様性を有する設計とする。			b. 消火用水の最大放水量の確保 水源は「消防法施行令」及び「危険物の規制に関する規則」に基づくとともに、最大放水量、2時間の最大放水量（426m3）を確保する設計とする。		
				要求種別	評価要求			設置要求			設置要求・機能要求			機能要求			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	227			228			229			230			231		
				基本設計方針	圧力調整用消火ポンプは，消火配管内を加圧状態に保持するため，機器の単一故障を想定し，2系統設ける設計とする。			c. 消火用水の優先供給 消火用水は他の系統と兼用する場合には，他の系統から隔離できる弁を設置し，遮断する措置により，消火用水の供給を優先する設計とする。			d. 管理区域内からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火用水は，放射性物質を含むおそれがあることから，管理区域外への流出を防止するため，管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに，液体廃棄物の廃棄施設に回収する設計とする。			また，管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても，建屋の換気設備のフィルタ等により放射性物質を低減したのち，北換気筒（ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出する設計とする。			e. 固定式ガス消火設備の従事者退避警報 全域放出方式の固定式ガス消火設備は，作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。		
				要求種別	機能要求			設置要求・機能要求			設置要求・機能要求			機能要求			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	232			233			234			235			236		
				基本設計方針	また，不活性ガスを用いる二酸化炭素消火設備(全域)の作動に当たっては，20秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計とする。			ⅲ．消火設備に対する自然現象の考慮 a．凍結防止対策 屋外に設置する消火設備は，設計上考慮する冬季最低気温を踏まえ，当該環境条件を満足する消火設備を設置する設計とする。			屋外の消火設備のうち，消火用水の供給配管の凍結を考慮し，凍結深度を確保した理設配管とするとともに，地上部に配置する場合には保温材を設置する設計とすることにより，凍結を防止する設計とする。			また，屋外消火栓は，消火栓内部に水が溜まらないような構造とし，自動排水機構により通常は排水弁を通水状態，消火栓使用時は排水弁を閉にして放水する設計とする。			b．風水害対策 不活性ガスを用いる二酸化炭素消火設備(全域)は，風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないよう，建屋内に設置する設計とする。		
				要求種別	機能要求			評価要求			評価要求・設置要求			機能要求			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	237			238			239			240			241		
				基本設計方針	屋外消火栓は風水害に対してその機能が著しく阻害されることがないよう，雨水の浸入等により動作機構が影響を受けない構造とする。			c．地震時における地盤変位対策 屋内消火栓の配管は，地震時における地盤変位により，消火用水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても，消火活動を可能とするよう，消防ポンプ付水槽車から消火用水を供給できるよう建屋内に送水口を設置し，また，破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。			建屋内に設置する送水口は，迅速な消火活動が可能となるよう，外部からのアクセス性が良い箇所に設置する設計とする。			d．想定すべき地震に対する対応 安全機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等は不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成し，火災時においても冷却及び遮蔽の安全機能を維持できる設計とすることから火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は耐震Cクラスによる設計とする。			e．想定すべきその他の自然現象に対する対策について 想定すべきその他の自然現象として，凍結，風水害及び地震以外に考慮すべき自然現象により火災感知設備及び消火設備の性能が阻害された場合は，原因の除去又は早期の取替え，復旧を図る設計とするが，必要に応じて監視の強化や，代替消火設備の配備等を行い，必要な性能を維持することとする。		
				要求種別	機能要求			設置要求			機能要求			機能要求			運用要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—	設工認設計対象外 —	— —	—

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	242			243			244			245			246		
				基本設計方針	iv. 火災の影響軽減 a. 火災の影響軽減対策 火災及び爆発の影響軽減については，安全機能を有する施設の重要度に応じ，それらを設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため，以下の対策を講ずる設計とする。			(a)火災区域の分離 廃棄物管理施設の火災防護対象設備を設置する火災区域は，他の火災区域と隣接する場合は，3時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認した耐火壁によって他の区域と分離する設計とする。			なお，廃棄物管理施設の一般排水系は同一の火災区域に設置されているため，ファンネルから排水管を介して他の火災区域へ煙等の影響を及ぼすおそれはない。			(b) 火災防護対象機器等の系統分離 廃棄物管理施設は系統分離を設計上考慮する必要がある安全機能を有する構築物，系統及び機器に該当する設備はない。			(c) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパを設置することで，他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。		
				要求種別	要請宣言			評価要求			要請宣言			要請宣言			設置要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	247			248			249			250			251		
				基本設計方針	(d) 煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策 運転員が駐在する制御室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために，建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。			但し，排煙設備は非管理区域である制御室を対象とするため，放射性物質の環境への放出を考慮する必要はない。			(e)油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置する油タンクのうち，廃棄物管理施設で使用する油脂類のタンクはベント管により屋外へ排気する設計とする。			(f) 火災影響評価 廃棄物管理施設の安重機能を有する機器等は，不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成し，また，可燃物の設置状況を踏まえ火災及び爆発による影響を評価し，安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とする。			なお，「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」は，多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく，原子炉を高温停止及び低温停止できる設計であることを確認するものであるのに対し，廃棄物管理施設の上記設計を踏まえると，廃棄物管理施設においては，「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」に基づいた確認によらず，安全機能を損なわないことを確認する。		
				要求種別	設置要求			管理宣言			機能要求			機能要求・評価要求			評価要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	項目番号121と同様	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	252			253			254			255			256		
				基本設計方針	V．その他 「(b) 火災及び爆発の発生防止」-「(a) 火災影響評価」のほか、安全機能を有する施設のそれぞれの特徴を考慮した以下に示す個別の火災防護対策を講ずる設計とする。			a．ケーブル処理室 廃棄物管理施設において、実用発電用原子炉のケーブル処理室に該当する箇所はない。			b．電気室 電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。			c．蓄電池室 （ｉ）通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出するおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。			（ｉｉ）蓄電池室の蓄電池は、蓄電池室に関する設計指針(社団法人電池工業会)(SBA G 0603-2001)に基づき、排風機を水素ガスの排気に必要な換気量以上となるよう設計することによって、蓄電池室内及び蓄電池内の水素濃度を2vol%以下に維持する設計とする。		
				要求種別	管理宣言			管理宣言			機能要求			機能要求			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	257			258			259			260			261		
				基本設計方針	(ⅲ)蓄電池室の換気設備が喪失した場合には，制御室等の監視制御盤に警報を発する設計とする。			d．ポンプ室 潤滑油を内包するポンプは，シール構造の採用により漏えい防止対策を講ずる設計又は漏えい液受皿を設置し，漏えいした潤滑油が拡大することを防止する設計とする。			また，ポンプを設置する部屋は，換気設備による排煙が可能であることから，煙が滞留し難い構造とし，人による消火が可能である。			(5) 制御室 廃棄物管理施設の安重機能を有する機器等は，金属及びコンクリートの不燃性材料で構成し，制御室での火災影響により安全機能が影響を受けないことから，周辺の部屋との間の換気設備には防火ダンパを設置する必要はない。			廃棄物管理施設のうち，安全機能を有する構築物，系統及び機器を，安全機能を有する施設とする。 また，安全機能を有する施設のうち，その機能喪失により，公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため，放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物，系統及び機器から構成される施設を，安全上重要な施設とする。		
				要求種別	機能要求			設置要求			機能要求			設置要求・機能要求			管理宣言		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	262			263			264			265			266		
				基本設計方針	廃棄物管理施設の設計，材料の選定，製作及び検査の各段階においては，安全性及び信頼性を確保するために，適切と認められる規格及び基準によるものとする。			安全機能を有する施設は，当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。			管理施設は，ガラス固化体の移送及び管理を行う施設であり，ガラス固化体貯蔵設備で構成する。			ガラス固化体貯蔵設備は，ガラス固化体検査室からガラス固化体を貯蔵建屋床面走行クレーンで貯蔵ピット上部まで移送し，貯蔵ピットの収納管内に収納した後，管理を行う設備であり，貯蔵建屋床面走行クレーン及び貯蔵ピットで構成する。			貯蔵建屋床面走行クレーンは，ガーダ，トロリとしゃへい容器が一体構造となったしゃへい容器付きトロリで構成し，しゃへい容器付きトロリはガーダに搭載され，ガラス固化体貯蔵建屋及びガラス固化体貯蔵建屋B棟の搬送室に配置する設計とする。		
				要求種別	評価要求			運用要求			管理宣言			管理宣言			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	-	-	【基本設計方針】 ①安全機能を有する施設は，当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①	【検査項目】 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・据付・外観検査 ①	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					-	-		【記録等】 ・基本設計方針	【記録等】 -		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	逃風管	設工認設計対象外	-	-	【基本設計方針】 ①安全機能を有する施設は，当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①	【検査項目】 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・据付・外観検査 ①	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					-	-		【記録等】 ・基本設計方針	【記録等】 -		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	-	-	【基本設計方針】 ①安全機能を有する施設は，当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①	【検査項目】 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・据付・外観検査 ①	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					-	-		【記録等】 ・基本設計方針	【記録等】 -		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	逃風管	設工認設計対象外	-	-	【基本設計方針】 ①安全機能を有する施設は，当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①	【検査項目】 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・据付・外観検査 ①	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					-	-		【記録等】 ・基本設計方針	【記録等】 -		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	-	-	【基本設計方針】 ①安全機能を有する施設は，当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①	【検査項目】 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・据付・外観検査 ①	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					-	-		【記録等】 ・基本設計方針	【記録等】 -		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	逃風管	設工認設計対象外	-	-	【基本設計方針】 ①安全機能を有する施設は，当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①	【検査項目】 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・据付・外観検査 ①	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					-	-		【記録等】 ・基本設計方針	【記録等】 -		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	-	-	【基本設計方針】 ①安全機能を有する施設は，当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①	【検査項目】 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・据付・外観検査 ①	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					-	-		【記録等】 ・基本設計方針	【記録等】 -		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	逃風管	設工認設計対象外	-	-	【基本設計方針】 ①安全機能を有する施設は，当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。	【設備変更対象外（工事なし、変更なし）】 ①	【検査項目】 ・据付・外観検査 【検査方法】 ・据付・外観検査 ①	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					-	-		【記録等】 ・基本設計方針	【記録等】 -		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	267			268			269			270			271		
				基本設計方針	貯蔵建屋床面走行クレーンは，ガラス固化体検査室からガラス固化体抜出し装置を介してガラス固化体をしゃへい容器の中につり上げ，ガラス固化体を3本収納できる構造とする。			しゃへい容器付きトロリは，ガラス固化体貯蔵建屋の貯蔵建屋床面走行クレーンとガラス固化体貯蔵建屋B棟の貯蔵建屋床面走行クレーンとの間を移動できる構造とし，過走行を防止するインターロックを設け，貯蔵建屋床面走行クレーンが所定の位置に停止していない限りしゃへい容器を搬載したトロリを移動できないインターロックを設ける設計とする。			貯蔵建屋床面走行クレーンは，耐震設計上の重要度をBクラスとして設計し，しゃへい容器は，ガラス固化体搬送時に，搬送室内に放射線業務従事者が立ち入ることができるように，ガラス固化体からの放射線に対して十分な遮蔽機能を有する構造とするとともに耐震設計上の重要度をSクラスとして設計する。			貯蔵建屋床面走行クレーンは，ガラス固化体を収納管内にたて積み で収納するためのつり具を有する構造とし，ガラス固化体の落下防止のために，つりワイヤの二重化を施し，動力の供給が停止した場合にもガラス固化体を保持できる機構を有する構造とする。			貯蔵建屋床面走行クレーンは，誤操作を考慮し，ガラス固化体の荷重及びつり上げ高さを検出できる設計とし，ガラス固化体検査室でのつり上げ高さを9m以内に制限できる設計とする。		
				要求種別	機能要求			機能要求			設置要求			機能要求			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	272			273			274			275			276		
				基本設計方針	つり具がガラス固化体を確実につかんでいない場合にはガラス固化体をつり上げられず、ガラス固化体の荷重がなくならない限り、つり具からガラス固化体が外れない設計とするとともに、つり具の中心がガラス固化体の中心から外れたとしても確実にガラス固化体をつり上げることができる設計とする。			貯蔵ピットは、収納管、通風管、支持架構及びプレナム形成板で構成し、ガラス固化体貯蔵建屋地下部及びガラス固化体貯蔵建屋B棟地下部の貯蔵区域に設置する設計とする。			貯蔵ピットは、ガラス固化体貯蔵建屋に2基、ガラス固化体貯蔵建屋B棟に2基の計4基設置し、1基当たり80本の収納管及び通風管を配置し、			収納管内にガラス固化体を収納できる構造とし、最大2,580本（貯蔵ピット1基当たり720本、総発熱量1,440kW／基以下）を管理するために必要な容量を有する設計とする。			貯蔵ピットは貯蔵区域の天井、側壁のコンクリートの長期健全性を確保するために、適切に断熱又は除熱を行う設計とする。		
				要求種別	機能要求			設置要求			設置要求			機能要求			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	277			278			279			280			281		
				基本設計方針	収納管及び通風管は、耐震設計上の重要度をSクラスとし、耐食性を考慮した設計とする。			また、収納管は、貯蔵区域の天井スラブで懸架支持し、収納管の外側にはスペーサを介して同心円状に通風管を設置し、地震時の収納管の荷重は、スペーサを介して支持架構で支持する構造とする。 収納管及び通風管は、温度、放射線等の使用環境を考慮し、防食処理（アルミニウム溶射）した炭素鋼を用いる設計とする。 収納管は、内部にガラス固化体を収納することにより、冷却空気によるガラス固化体のステンレス鋼製容器の腐食を防止し、ガラス固化体のもつ閉じ込め機能に影響を与えない構造とし、北換気筒（ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気口以外の場所から放出することがないように、気体廃棄物の廃棄施設に接続し負圧に維持することにより、放射性物質を固定された区域に閉じ込めることができる設計とする。			収納管は、ガラス固化体が落下した場合でも、収納管とガラス固化体との間隙が小さく、収納管内の空気が間隙から排出されにくいので、収納管内の空気による圧縮抵抗が働き、ガラス固化体の落下速度、落下衝撃を減少させる効果を有するとともに、底部に衝撃吸収体を兼ねたガラス固化体受台を設けることにより、万一のガラス固化体落下時にもガラス固化体に著しい損傷を与えない設計とする。			冷却空気が流れていることを確認するために、冷却空気出入口シャフトにおける冷却空気温度及び収納管と通風管で形成する円環流路出口における冷却空気温度を測定できる構造とするとともに、収納管の安全機能を確認するために、収納管排気設備の入口圧力を管理できる構造とする。			ガラス固化体の保管管理は、貯蔵建屋床面走行クレーンで収納管内にたて積み（最大積み段数は9段）で収納する。また、ガラス固化体の収納に当たっては、冷却空気出口シャフト側の収納管から順次収納し、発熱量の大きいガラス固化体が下段となるように、かつ1本の収納管に片寄らないように配置するとともに、収納管1本に収納されたガラス固化体の総発熱量が、1.9kW以下になるよう保安規定に定めて管理する。 収納管は、保守及び修理のために、収納管内面、収納管底部外面等に顕著な変化がないことを目視等による観察を行うことを保安規定に定めて管理する。		
				要求種別	機能要求			機能要求			機能要求			評価要求			運用要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	282			283			284			285			286		
				基本設計方針	放射性廃棄物の受入施設は，ガラス固化体輸送容器（以下「輸送容器」という。）の受入れ，一時保管，移送，検査及び払出し並びにガラス固化体の抜出し，検査及び移送を行う施設であり，ガラス固化体受入れ設備で構成する。			ガラス固化体受入れ設備は，受け入れた輸送容器を搬送するための受入れ建屋天井クレーン及び輸送容器搬送台車，輸送容器からガラス固化体を１本ずつ抜出し搬送するためのガラス固化体検査室天井クレーン，検査を行うガラス固化体を一時仮置きするためのガラス固化体仮置き架台，ガラス固化体の検査を行うためのガラス固化体検査装置で構成する。			ガラス固化体受入れ設備は，輸送容器の受入れ及び一時保管，ガラス固化体抜出しを行い，受け入れるガラス固化体が管理施設で管理できることを確認するため，ガラス固化体の寸法，質量，発熱量及び放射能濃度を測定するための測定装置並びにガラス固化体の閉じ込め，外観及び表面汚染を検査するとともに，ガラス固化体を取り出した空の輸送容器又はガラス固化体を収納した輸送容器を払い出す設備である。			受入れ建屋天井クレーンは，輸送容器の落下防止のためつりワイヤの二重化及びクレーン自体の落下防止対策を施し，動力の供給（動力に電気を用いる）が停止した場合にも輸送容器を保持できる機構を有する構造とするとともに，輸送容器が床面から0m以上の高さとならないようインターロックを設ける設計とする。			輸送容器搬送台車は，過走行を防止するインターロックを設けるとともに，輸送容器内のガラス固化体をすべて抜き出さない限りガラス固化体抜き出し室から輸送容器を移送できないインターロックを設ける設計とする。		
				要求種別	設置要求・機能要求			設置要求・機能要求			機能要求			設置要求・機能要求			設置要求・機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	287			288			289			290			291		
				基本設計方針	計測制御系統施設は、廃棄物管理施設の監視及び制御のため、温度、圧力等の測定等を行う計測制御設備及び計測制御設備の主要な表示装置等を設置するための制御室で構成する。			計測制御設備は、廃棄物管理施設の監視及び制御のために必要な諸変数を測定し、指示、警報又は制御を行う設備であり、以下に示す温度、圧力、液位の測定を行う設計とする。			制御室は、以下に示す計測制御設備の主要な表示装置（記録装置及び警報装置を含む。）及び操作装置等を設ける設計とする。			放射線管理施設は、放射線業務従事者等の放射線管理を確実に行うため及び周辺環境における線量当量等を監視するため、出入管理関係設備、試料分析関係設備、放射線監視設備、個人管理用設備で構成する。			出入管理関係設備は、放射線業務従事者等の出入管理及び汚染管理のため、出入管理設備及び汚染管理設備を設置する設計とする。		
				要求種別	設置要求・機能要求			設置要求・機能要求			設置要求			設置要求・機能要求			設置要求・機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	292			293			294			295			296		
				基本設計方針	試料分析関係設備は，建物内の放射線管理用試料，放射性廃棄物の放出管理用試料等の化学分析，放射能測定等を行うため，核種分析装置及び放射能測定装置を設置する設計とする。			放射線監視設備は，管理区域の主要な箇所の放射線レベル又は放射能レベルを制御室に設置する放射線管理のための放射線管理設備の表示装置において集中して監視するための屋内モニタリング設備としてエリアモニタ，ダストモニタを設置する設計とする。			放射線監視設備は，廃棄物管理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度，周辺監視区域付近における空間放射線量及び空気中の放射性物質の濃度を監視及び測定するための屋外モニタリング設備として，ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ，冷却空気出口シャフトモニタ及び排気サンプリング設備を有する排気モニタリング設備及び積算線量計，ダストサンプラ及び気象観測機器を有する環境モニタリング設備を設置する設計とする。			平常時及び異常時の外部放射線に係る線量当量率，空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を測定，監視するために，放射線サーベイ機器として，エアスニファ（ダストサンプラ）及びサーベイメータを設置する設計とする。			個人管理用設備は，放射線業務従事者等の線量評価のため，ホールボディカウンタを設置する設計とする。		
				要求種別	設置要求・機能要求			設置要求・機能要求			設置要求・機能要求			設置要求・機能要求			設置要求・機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	297			298			299			300			301		
				基本設計方針	屋内モニタリング設備のエリアモニタ及びダストモニタは、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定された値以上になると、制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。			屋外モニタリング設備のガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シャフトモニタは、制御室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定された値以上になると警報を発する設計とする。			管理区域への出入管理、管理区域への出入りに伴う汚染の管理、被ばく管理及び放射線管理情報の周知、放射線防護に必要な防護衣、呼吸器、防護マスク、汚染サーベイメータ、汚染除去用器材、個人線量計の貸機材の配備等を含めた放射線業務従事者等の放射線障害を防止するための放射線管理の方法を保安規定に定める。			7.8 その他廃棄物管理設備の附属施設 その他廃棄物管理設備の附属施設は、廃棄物管理施設の各施設で使用する気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄施設、固体廃棄物の廃棄施設及びその他設備の火災防護設備（消防用設備）、電気設備、通信連絡設備、圧縮空気設備、給水処理設備、蒸気供給設備で構成する。			1.1)廃棄施設の系統構成及び主要設備 7.8.1 気体廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設は収納管排気設備、換気設備及び北換気筒（ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒）で構成する。		
				要求種別	機能要求			機能要求			運用要求			管理監査			設置要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	302			303			304			305			306		
				基本設計方針	収納管排気設備は、貯蔵ピット収納管排気フィルタユニット及び貯蔵ピット収納管排風機により、汚染拡大防止のために収納管の内部を外部より負圧に維持できる構造とするとともに、収納管からの排気中の放射性物質の量を低減するために排気をろ過し、換気設備の排気ともに北換気筒（ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気口から放出する設計とする。			また、収納管からの排気中に含まれる放射性物質の測定ができるようにサンプリング装置を設ける設計とする。			換気設備は、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋排気系統及びガラス固化体貯蔵建屋B棟排気系統からなり、排風機及び排気フィルタにより汚染拡大防止のためにガラス固化体を取り扱う室を清浄区域（核燃料物質等による汚染のおそれのない区域）より負圧に維持できる構造とするとともに、除熱、排気中の放射性物質の量を低減するために排気をろ過し、北換気筒（ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気口から排出する設計とする。			また、換気設備は外気を建屋内に供給するための給気ユニットと送風機から構成する給気系統を設置する設計とする。			北換気筒（ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒）は、収納管排気設備、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋排気系統及びガラス固化体貯蔵建屋B棟排気系統からの排気を本換気筒の排気口から約13万m3／h（廃棄能力）で放出する設計とする。		
				要求種別	機能要求			機能要求			機能要求			機能要求			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	逃風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	逃風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	逃風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	逃風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	307			308			309			310			311		
				基本設計方針	ガラス固化体の崩壊熱を除去するための冷却空気中に生成される放射化生成物は、ガラス固化体貯蔵建屋及びガラス固化体貯蔵建屋B棟の冷却空気出口シャフトの排気口から放出する構造とする。			7.8.2 液体廃棄物の廃棄施設 液体廃棄物の廃棄施設は、管理区域内の床ドレン及び手洗い・シャワードレンを収集し、保管廃棄するための施設であり、廃水貯蔵設備で構成する。			廃水貯蔵設備は、廃水貯槽及び堰等を設置し、溢えい防止及び溢えいの拡大防止を考慮した設計とする。			廃水貯槽は、予想される廃水発生量に対して、十分な貯蔵容量を有する設計とする。			7.8.3 固体廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄施設は、管理区域内で発生する固体廃棄物をドラム缶等に封入し、保管廃棄する固体廃棄物貯蔵設備で構成する。		
				要求種別	機能要求			設置要求			設置要求・機能要求			機能要求			設置要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	312			313			314			315			316		
				基本設計方針	固体廃棄物貯蔵設備は、固体廃棄物をドラム缶等に封入し、専用の貯蔵室に保管廃棄する設計とする。			固体廃棄物貯蔵設備は、予想される固体廃棄物の発生量に対して、十分な貯蔵容量を有する設計とする。			7.8.4 火災防護設備(消防用設備) (1)系統構成及び主要設備 火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備及び火災影響軽減設備で構成する。			火災防護に係る基本設計方針及び火災防護設備の詳細は「5.火災等による損傷の防止」に示す。			7.8.5 電気設備 (1)系統構成及び主要設備 電気設備は、動力用変圧器、遮断器、遮転予備用母線及び常用母線、予備電源用ディーゼル発電機、直流電源設備、無停電電源装置及び照明設備で構成する。		
				要求種別	機能要求			機能要求			設置要求			管理宣言			設置要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	317			318			319			320			321		
				基本設計方針	廃棄物管理施設の電力は、東北電力ネットワーク株式会社の154kV送電線2回線から廃棄物管理施設と共用する再処理施設の電気設備（既設）を経て6.9kV運転予備用母線及び常用母線に接続する遮断器で受電し、動力用変圧器を通して460Vに降圧した後、施設内の各負荷へ給電する設計とする。			また、外部電源が喪失した場合に廃棄物管理施設の監視設備その他必要な設備に電力を供給するため、十分な容量及び信頼性を有する予備電源用ディーゼル発電機、直流電源設備及び無停電電源装置を予備電源として設ける設計とする。			予備電源用ディーゼル発電機に供給する燃料系統は、再処理施設と共用している燃料貯蔵設備から燃料油サービスタンクに自動で供給する設計とする。			照明設備は、外部電源喪失時に予備電源から給電されるか、又は電源を内蔵した誘導灯及び非常灯を設ける設計とし、誘導灯は単純、明確かつ永続的な標識が付いた構造とする。			保守等により予備電源用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする場合は、監視設備その他必要な設備に給電可能とするための措置を講ずる手順を保安規定に定める。		
				要求種別	機能要求			機能要求			機能要求			機能要求			運用要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	322			323			324			325			326		
				基本設計方針	7.8.6 通信連絡設備 (1)系統構成及び主要設備 通信連絡設備は、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡及び制御室から廃棄物管理施設外の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を行うことができる所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。			所内通信連絡設備として、ページング装置（警報装置含む。）及び所内携帯電話を設ける設計とする。			所外通信連絡設備として、一般加入電話及び衛星携帯電話を設ける設計とする。			所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を備えた設計とする。			所外通信連絡設備については、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。		
				要求種別	設置要求			設置要求			設置要求			機能要求			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （下：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	327			328			329			330			331		
				基本設計方針	通信連絡設備の操作方法、異常時の対応、定期的な点検及び訓練等を含めた通信連絡設備の管理に係る手順を保安規定に定める。			7.8.7 圧縮空気設備 (1)系統構成及び主要設備 圧縮空気設備は、廃棄物管理施設内の各施設で使用する圧縮空気を供給する設備であって、再処理施設と共用する空気圧縮機、空気貯槽等で構成する。			7.8.8 給水処理設備 (1)系統構成及び主要設備 給水処理設備は、廃棄物管理施設内の各施設で使用するろ過水を供給する設備であって、再処理施設及びMOX燃料加工施設と共用するろ過水貯槽等で構成する。			7.8.9 蒸気供給設備 (1)系統構成及び主要設備 蒸気供給設備は、廃棄物管理施設内の各施設で使用する蒸気を供給する設備であって、再処理施設と共用するボイラ等で構成する。			7.2 材料及び構造 廃棄物管理施設において、技術基準規則及び技術基準規則解釈に規定される容器等は設置しない。		
				要求種別	運用要求			設置要求			設置要求			設置要求			管理宣言		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	332			333			334			335			336		
				基本設計方針	廃棄物管理施設の搬送設備は以下の搬送能力を有する設計とする。 ・貯蔵建屋床面走行クレーン：定格荷重4t ・受入れ建屋天井クレーン：定格荷重140t[1]-2 ・輸送容器搬送台車：定格荷重120t[1]-3 ・ガラス固化体検査室天井クレーン：定格荷重1.5t			また，廃棄物管理施設の搬送設備は放射性廃棄物の落下等の防止を考慮する設計とする。			貯蔵建屋床面走行クレーンは，ガラス固化体の落下防止のためつりワイヤの二重化及びクレーン自体の転倒防止対策を施し，動力の供給（動力に電気を用いる）が停止した場合にもガラス固化体を保持できる機構を有する構造とするとともに，誤操作を考慮し，ガラス固化体の荷重及びつり上げ高さを検出できる設計とし，ガラス固化体検査室でのつり上げ高さを9m以内に制限できる設計とする。			また，つり具がガラス固化体を確実につかんでいない場合にはガラス固化体をつり上げられず，ガラス固化体の荷重がなくならない限り，つり具からガラス固化体が外れない設計とする。			つり具の中心がガラス固化体の中心から外れたとしても確実にガラス固化体をつり上げることが可能な設計とする。		
				要求種別	機能要求			機能要求			機能要求			機能要求			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	337			338			339			340			341		
				基本設計方針	また，貯蔵建屋床面走行クレーンのうち，しゃへい容器付きトロリは，過走行を防止するインターロックを設け，貯蔵建屋床面走行クレーンが所定の位置に停止していない限りしゃへい容器を搭載したトロリを移動できないインターロックを設ける設計とする。			受入れ建屋天井クレーンは，輸送容器の落下防止のためつりワイヤの二重化及びクレーン自体の落下防止対策を施し，動力の供給（動力に電気を用いる）が停止した場合にも輸送容器を保持できる機構を有する構造とするとともに，輸送容器が床面から0mを超えるような高さとならないようインターロックを設ける設計とする。			輸送容器搬送台車は運転を安全かつ確実に行うため，過走行を防止するインターロックを設けるとともに，輸送容器内のガラス固化体をすべて抜き出さない限りガラス固化体抜き出し室から輸送容器を移送できないインターロックを設ける設計とする。			ガラス固化体検査室天井クレーンは，つりワイヤの二重化及びクレーン自体の落下防止対策を施し，動力の供給（動力に電気を用いる）が停止した場合にもガラス固化体を保持できる機構を有する構造とするとともに，ガラス固化体の荷重及び位置の検出ができ，ガラス固化体のつり上げ高さを9mを超えない範囲に制限できるインターロックを設ける設計とする。			また，誤操作を考慮し，つり具がガラス固化体を確実につかんでいない場合にはガラス固化体をつり上げられず，またガラス固化体の荷重がなくならない限りつり具からガラス固化体が外れない設計とする。		
				要求種別	機能要求			機能要求			機能要求			機能要求			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	342			343			344			345			346		
				基本設計方針	廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故により廃棄物管理施設の安全性を損なうおそれが生じたとき、放射性廃棄物の排気口又はこれに接近する箇所における排気中の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき、管理区域における外部放射線に係る線量率の変化を線量当量が著しく上昇したとき又は廃棄物施設から放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、確実に検知して警報するため、排気モニタリング設備（放射線管理施設）、エリアモニタ（放射線管理施設）及び廃水貯槽の漏えい検知を行う設備を設ける設計とする。	なお、廃棄物管理施設は、安全設計上想定される事故により、安全性を著しく損なうおそれがなく、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに、かつ自動的に作動させる回路は設置しない。			(1)放射線管理施設に係る基本設計方針 廃棄物管理施設には、廃棄物管理施設内の作業環境の放射線レベル又は放射能レベルを監視、平常時及び事故時の外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された他の表面の放射性物質の密度の測定監視、廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の放射能レベル並びに再処理施設周辺の線量当量を監視するため、以下の事項を計測する放射線管理施設を設ける設計としている。			ただし、廃棄物管理施設は液体状の放射性廃棄物を廃棄しないことから、放射性廃棄物の排水中の放射性物質の濃度を計測する設備は設けない設計とする。			1）廃棄物管理施設の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率については、屋内モニタリング設備を設けるとともに、携帯用の放射線サーベイ機器を備える設計とする。		
				要求種別	設置要求・機能要求			管理宣言			管理宣言			管理宣言			設置要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	347			348			349			350			351		
				基本設計方針	2) 放射性廃棄物の排気口となる北換気筒等における排気中の放射性物質の濃度については，屋外モニタリング設備を設け，試料分析関係設備を設ける設計とする。			屋外モニタリング設備の排気モニタリング設備は，「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針(昭和53年9月29日原子力委員会決定)」を参考として，廃棄物管理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を測定できる設計とする。			また，排気モニタリング設備のうち，ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタは，「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針(昭和56年7月23日原子力安全委員会決定)」を参考として，連続的に指示及び記録するとともに，多重性を考慮した3系で予備電源に接続し，事故時にも廃棄物管理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を測定できる設計とする。			3) 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量率については，屋内モニタリング設備を設けるとともに，携帯用の放射線サーベイ機器を備える設計とする。			また，空気中の放射性物質の濃度については，屋内モニタリング設備，放射線サーベイ機器及び試料分析関係設備を設ける設計とする。		
				要求種別	設置要求			機能要求			機能要求			設置要求			設置要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	352			353			354			355			356		
				基本設計方針	放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度については、放射線サーベイ機器及び試料分析関係設備を設ける設計とする。			4) 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量については、屋外モニタリング設備を設ける設計とする。			5) 屋内モニタリング設備及び屋外モニタリング設備にて連続的に計測された放射線レベル又は放射能レベルは、制御室にて集中して監視するため、制御室に放射線監視盤を設ける設計とする。			放射線業務従事者等の放射線障害を防止し、線量管理をするため、管理区域への出入管理、管理区域への出入りに伴う汚染の管理、被ばく管理及び放射線管理情報の周知を保安規定に定める。			(2)系統構成 放射線管理施設は、出入管理関係設備、試料分析関係設備、放射線監視設備及び個人管理用設備で構成する。		
				要求種別	設置要求			設置要求			設置要求			運用要求			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	357			358			359			360			361		
				基本設計方針	出入管理関係設備は出入管理設備及び汚染管理設備で構成する。			放射線監視設備は、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。			b) 主要設備 出入管理関係設備は、放射線業務従事者等の廃棄物管理施設の管理区域への出入管理を出入管理室で行うための入退域管理装置（出入管理設備）、及び汚染のおそれのある管理区域から退出する者は表面の汚染検査を行うための汚染管理設備の更衣設備、シャワー設備及び退出モニタで構成する。			試料分析関係設備は、放射性廃棄物の放出管理用試料、作業環境の放射線管理用試料の測定を行うための核種分析装置及び放射能測定装置で構成する。			放射線監視設備は、管理区域の放射線レベル又は放射能レベルを測定、監視するための屋内モニタリング設備のエリアモニタ、ダストモニタ及び放射線サーベイ機器のエアスニファ（ダストサンプラ）、各種サーベイメータ並びに廃棄物管理施設から大気中へ放出される放射性物質の放射能レベル及び周辺監視区域境界付近における空間放射線量を測定、監視するための屋外モニタリング設備の排気モニタリング設備のガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ、排気サンプリング設備及び冷却空気出口シャフトモニタ並びに屋外モニタリング設備の環境モニタリング設備の積算線量計で構成する。		
				要求種別	機能要求			機能要求			機能要求			機能要求			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理施設本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－	設工認設計対象外 －	－ －	－

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	362			363			364			365			366		
				基本設計方針	屋内モニタリング設備のエリアモニタ及びダストモニタ並びに屋外モニタリング設備の排気モニタリング設備のガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シャフトモニタにて連続的に計測された測定値を制御室にて集中して監視するため放射線監視盤に表示する。			個人管理用設備は、放射線業務従事者等の放射性物質の体内摂取のおそれがある場合の線量管理のためのホールボディカウンタで構成する。			特定廃棄物管理施設である廃棄物管理施設には受入施設は設置しない。			廃棄物管理施設には、以下のとおり、ガラス固化体を管理する施設を設ける設計とする。			廃棄物管理施設の貯蔵ピットは、受け入れるガラス固化体を管理するために必要な以下の容量を有する設計とする。 最大管理能力　2,880本 貯蔵ピット1基当たり　720本 （総発熱量1.440kW／基以下）		
				要求種別	機能要求			機能要求			管理宣言			管理宣言			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－	－	－	－	－	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－		－	－		－	－		－	－	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理施設				項目番号	367			368		
				基本設計方針	廃棄物管理施設の収納管は、ガラス固化体容器の腐食を防止するためにガラス固化体をその内部に収納し、ガラス固化体が冷却空気と直接接触しない方法で管理するとともに、ガラス固化体容器の機械的強度を考慮し、たてに最大9段積みで収納できる設計とする。			廃棄物管理施設の貯蔵ピットは、ガラス固化体をガラス固化体から発生する熱量に応じて生じる通風力によって収納管及び通風管で形成する円環流路を流れる冷却空気で間接的に冷却する構造とし、また、冷却空気を冷却空気入口シャフトから貯蔵区域内の下部プレナムに送入させ、円環流路及び貯蔵区域の上部プレナムを通って冷却空気出口シャフトの排気口から放出させる設計とする。		
				要求種別	機能要求			機能要求		
施設区分	設備区分	機器分類	関連条文	設備名称	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法
廃棄物管理設備本体 管理施設	ガラス固化体貯蔵設備	第1貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－	
		第2貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－	
		第3貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－	
		第4貯蔵ピット	第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	収納管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－	
			第6条、第8条、第11条、第12条、第17条	通風管	設工認設計対象外	－	－	設工認設計対象外	－	－
					－	－		－	－	